

第 2 部

税務行政の現況

第1章 申告、調査及び指導の状況

第1節 各税共通

1 資料情報事務

資料情報は、申告の有無や申告額の適否の検討、税務調査や行政指導などに役立つほか、納税者に適正な申告を促す機能も果たしており、税務の運営にとって必要不可欠である。経済社会のデジタル化・国際化等の進展に伴い、不正取引や不正経理等の手口も巧妙化しており、このような環境の下で資料情報の果たす役割は極めて高い。

(1) 法定資料の提出状況等

所得税法で43種類、相続税法で5種類、租税特別措置法で10種類、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下「国外送金等調書提出法」という。）で5種類、合計63種類の資料について提出が義務付けられている。

令和5事務年度の法定資料の提出状況は、所得税法による法定資料3億2,548万枚、相続税法による法定資料167万枚、租税特別措置法による法定資料2億58万枚、国外送金等調書提出法による法定資料843万枚であり、合計5億3,615万枚（対前事務年度比104.4%）であった。

国税庁は、これらの法定資料について、提出義務者の把握に努めるとともに、提出義務者に対して提出義務の周知や資料の作成方法等の指導を積極的に行った。

なお、令和4年1月から、法定資料の提出方法に、国税庁長官の認定を受けた認定クラウド等を利用する方法が追加され、その定着に向けて取り組んでいるところ、令和5年6月には新たにクラウド事業者の認定を行い、認定クラウド事業者は2事業者となっている（令和6年6月30日現在）。

(2) 法定外資料の収集状況

法定外資料の収集は、各税事務の重点施策、地域の特性、経済情勢の変化等を踏まえ、国税局・税務署の実情に即した税務調査及び行政指導等に有効なものを中心に重点的に行うこととし、令和5事務年度における法定外資料の収集枚数は、5億8,752万枚（対前事務年度比87.2%）となっている。

(3) 資料情報の入力及び分類・送交付

資料情報の入力及び分類・送交付事務については、全国13か所の資料センターにおいて、集中的に処理を行い、効率的な実施に努めた。令和5事務年度は、これらの資料センターにおいて1,383万枚（対前事務年度比106.5%）の資料情報を処理した。

(4) 資料情報事務のシステム化

資料情報の名寄せをシステムで行い、資料情報の的確な管理及び多角的な活用を図っている。令和5事務年度においても、資料情報のe-Tax、クラウド等及び光ディスク等の電子データによる提出・収集を更に推進するなど、システムを活用した資料情報事務の円滑な運用に

努めた。

2 新たな経済活動への的確な対応

近時、社会経済情勢の変化、働き方の変化、デジタル技術の更なる発展によりシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）が広がりを見せており、個人の所得稼得手手段が多様化しつつある。

（注）シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、暗号資産（仮想通貨）取引、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称するものとして使用している。

こうした状況の中、これまで申告の機会がなかった納税者について、申告が必要となることから、納税者の税務コンプライアンスを高めていくために、納税者の自発的な納税義務の履行を促すための環境づくりや、経済活動のデジタル化・国際化等の進展に伴う新たな形態の取引に着目した情報収集・分析等により適正課税の確保に取り組んでいる。

納税者の自発的な納税義務の履行を促すための環境づくりとしては、①国税庁ホームページ等各種媒体を通じた税務手続等の情報発信、②業界団体等を通じて適正申告の呼びかけなどに取り組んでいるほか、③スマートフォンでの申告やマイナポータル連携等による申告手続の利便性の向上に取り組んでいる。

新たな形態の取引に着目した情報収集の観点では、公開情報、法定資料のほか、事業者への協力要請規定を活用するなど、積極的な情報収集に努めている。

また、収集した情報を的確に分析し、課税上問題があると見込まれる納税者に対しては、文書や電話での連絡を行い、申告書の自発的な見直しや提出を呼び掛ける行政指導を実施するほか、税務調査を実施し、適正課税の確保に努めていくこととしている。

3 内部事務のセンター化の実施

(1) 経緯

「内部事務のセンター化」については、平成 29 事務年度から、各局の試行としてその取組を開始し、令和元事務年度から、庁の試行として位置付けて最適な事務処理体制・事務処理手順の確立を図ってきた。そして、令和 3 事務年度において、国税局の組織として「業務センター室」（42 センター）を設置し、一部の税務署（92 署）を対象としたセンター化の実施へ移行した。令和 8 事務年度において、次世代システムの導入と合わせて、全税務署を対象としたセンター化の実施を予定しており、令和 5 事務年度においては、センター数、対象署が拡大され、「業務センター室」（51 センター、対象署 219 署）となっている。

(2) 概要

従来、税務署では、申告書の入力や審査、申告内容に関する照会（行政指導）、収納金・還付金の処理などの事務（いわゆる「内部事務」）については、税務署ごとに、その税務署の管

理運営部門のほか、個人課税や法人課税などの課税部門が処理してきた。

「内部事務のセンター化」は、事務の効率化や事務の正確性の確保を目的として、これら内部事務について、事務系統横断的な事務処理を可能とする体制を整備し、複数税務署の事務を集約して専担部署（業務センター室）で処理する取組である。

なお、事務の効率化を通じて、データ分析、行政指導、実地調査・徴収、納税者サービスの充実などの事務量の確保も目指している。

「内部事務のセンター化」の取組は、申告・納付手続のデジタル化・ペーパーレス化の推進、次世代システムとともに、「税務行政の将来像（スマート税務行政）」の実現に向けた基盤となる重要な取組であり、令和8事務年度の全税務署を対象とした実施に向け、センター化のノウハウの蓄積などを目的として、対象署を拡大しながら、その取組を進めている。

(3) 業務センター室の事務処理体制

業務センター室では、従来の管理運営事務と課税内部事務をまたいだ事務処理を可能とするよう、①総括・監査グループ（総務事務・監査事務等）、②納税者管理グループ（届出・申請書入力事務等）、③申告書処理グループ（申告書入力・審査事務等）、④債権管理グループ（還付金支払事務等）、⑤コール・調査支援グループ（行政指導事務等）を設置し、業務センター室の事務を機能別に実施する事務処理体制を構築している。

第2節 申告所得税

1 概要

1月から12月までの1年の間に一定額以上の所得を得ている個人は、給与所得の年末調整によって納税が完結している場合等を除き、確定申告書を提出して所得税を納税する義務がある。

課税の対象となる所得は、非課税とされる所得を除く全ての所得であるが、それぞれ発生する態様によって、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の各種の所得に区分される。

これらの所得は、損益通算や損失の繰越控除、各種の所得控除の計算手続を経て課税所得金額となり、令和5年分は、原則として5%から45%までの超過累進税率が適用される。

このようにして算出された税額から各種税額控除及び源泉徴収税額を差し引いて、申告納税額が計算される。

2 確定申告の状況

(1) 確定申告の状況

令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出人員は、申告納税額のある者669万人、還付申告をした者1,351万人、その他の者305万人の計2,324万人であり、前年分に比べ29万人（1.3%）増加している。

(2) 納税人員等

令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告をした納税人員（申告納税額のある者）は、669万人であり、前年分に比べ、15万人（2.3%）増加している。さらに、所得者別に前年分と比較すると、営業等所得者は1.5%増加、農業所得者は2.6%増加、その他所得者は2.6%増加している。

また、還付申告をした者は1,351万人であり、前年分に比べ18万人（1.3%）増加している。

なお、譲渡所得に係る有所得人員（所得金額のある者）は、102万人（対前年比118.8%）であり、このうち、株式等の譲渡者は、65万人（対前年比132.6%）である。

（注）所得者の区分は、まず全体を「事業所得者」及び「その他所得者」に区分し、事業所得者については、更に区分して、「営業等所得者」及び「農業所得者」とする場合がある。

なお、所得者の区分に当たっては、その有する所得のうち最も大きい所得の種類により区分している。

(3) 所得金額

令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告をした納税人員の所得金額は、49兆5,574億円（納税者1人当たり741万円）であり、前年分に比べ、3兆2,502億円（7.0%）増加している。さらに、所得者別に前年分と比較すると、営業等所得者は3.7%増加、農業所得者は5.6%増加、その他所得者は7.7%増加している。

また、所得金額のうち、譲渡所得金額は11兆7,473億円（対前年比123.6%）であり、1人当たりの譲渡所得金額は1,148万円（対前年比104.0%）である。このうち、株式等の譲渡に係る譲渡所得金額は5兆6,641億円（対前年比139.4%）であり、1人当たりの譲渡所得金額は、874万円（対前年比105.2%）である。

(4) 申告納税額

令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告による申告納税額は、4兆499億円（納税人員1人当たり61万円）であり、前年分に比べ、3,698億円（10.0%）増加している。さらに、所得者別に前年分と比較すると、営業等所得者は2.5%増加、農業所得者は9.1%増加、その他所得者は11.9%増加している。

なお、申告所得税の納税額全体に占める割合は、それぞれ、営業等所得者18.0%、農業所得者1.1%、その他所得者80.9%となっている。

3 調査及び指導等の状況

(1) 調査等の体制

調査は、申告所得税、消費税及び源泉所得税の三税同時調査を基本に、限られた事務量で最も効率的な事務運営を行うため、納税者の階層別の分布状況や業種・業態等を加味しつつ、高額・悪質な不正が想定されるなど調査の必要性の高い者を対象に実施した。

また、社会経済情勢や働き方の変化に的確に対応するため、全所得者を通じて社会的に注

目される事案（業種）、新たな事業展開を図っている事案、ボーダレス化、デジタル化に伴う事案などに積極的に取り組むとともに、資料情報の収集、調査事例の集積及び調査手法の開発に努めた。

添付書類が未提出の者や、比較的容易に非違事項の是正等ができる者に対して行う簡易な接触については、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を実施するなど、効率的な運営に努めた。

(2) 調査等の状況

イ 事業所得者・その他所得者

令和5事務年度の調査等については、高額・悪質重点の運営を推進するとともに、申告所得税、消費税及び源泉所得税の三税同時調査の実効性を高めるため、調査対象の的確な選定、効果的かつ効率的な調査等の実施に配意した。

調査等の結果は、次のとおりである。

(i) 調査等件数

調査等の件数は、60万5,077件である。このうち実地調査を行ったものは4万7,528件であり、簡易な接触を行ったものは55万7,549件である。

(ii) 調査等事績

調査等を行ったもののうち、申告漏れ等の何らかの非違があった件数は、31万1,264件である。このうち実地調査によるものが4万131件であり、簡易な接触によるものが27万1,133件である。

申告漏れ所得金額（調査等全年分）は9,964億円であり、このうち実地調査によるものが5,516億円、簡易な接触によるものが4,448億円である。

追徴税額（加算税を含む。以下同じ。）は1,398億円であり、このうち実地調査によるものが1,066億円、簡易な接触によるものが332億円である。

これを調査等件数で除した1件当たりの申告漏れ所得金額は165万円（実地調査によるもの1,160万円、簡易な接触によるもの80万円）、1件当たりの追徴税額は23万円（実地調査によるもの224万円、簡易な接触によるもの6万円）である。

（注）消費税については、第1章第9節を参照。

表 1 個人課税部門（所得税・消費税担当）の調査等の状況

項目 \ 区分		実 地 調 査	簡 易 な 接 触	調 査 等 合 計
調 査 等 件 数		件 47,528	件 557,549	件 605,077
申 告 の 漏 れ 違 件 等 件 数		件 40,131	件 271,133	件 311,264
申 告 漏 れ 所 得 金 額		億円 5,516	億円 4,448	億円 9,964
追 徴 税 額		億円 1,066	億円 332	億円 1,398
1 件 当 た り	申 告 漏 れ 所 得 金 額	万円 1,160	万円 80	万円 165
	追 徴 税 額	万円 224	万円 6	万円 23

(注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの実績である。
2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

ロ 譲渡所得者

所得税のうち譲渡所得者の調査等件数は1万6,715件である。このうち申告漏れ所得のあった件数は1万3,341件であり、申告漏れ所得金額は1,460億円である。

また、調査対象者1件当たりの申告漏れ所得金額は874万円である。

(3) 申告相談及び指導の状況

イ 確定申告期

令和5年分の確定申告においても、納税者サービスの向上並びに相談事務及び内部事務の更なる効率化を図るため、自宅等からのe-Taxを利用した申告の推進や適切な申告相談体制の構築・運営に取り組んだ。

事務計画の策定に当たっては、自宅等からのe-Taxを利用した申告の推進、確定申告会場の効率的な運営及び期中処理の促進による効果はもとより、各署における改善策など各種施策の実施により得られた効率化効果を的確に反映し、他部門からの応援事務量の適正化を図りつつ、超過勤務の縮減や確定申告期前及び期後における外部事務量の確保に結びつくよう配意した。

(i) 自宅等からのe-Taxを利用した申告を更に推進するため、スマートフォンとマイナンバーカードによるe-Taxを利用した申告の広報を重点的に実施した。

また、令和6年2月から給与所得の源泉徴収票情報が新たにマイナポータル連携の対象となったことを含め、マイナポータル連携による自動入力の実便性についても、積極的な周知広報を実施した。

(ii) 「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という納税者か

らの声を受けて、平成15年分の確定申告期から、確定申告期間中の日曜日に確定申告の相談などを実施している。

令和5年分の確定申告期においては、令和6年2月25日に、一部の税務署を対象として税務署内や署外の合同会場などにおいて申告相談を行った。また、「確定申告書等作成コーナー」の操作に関する質問について、確定申告期間中の日曜日に、ヘルプデスクでの相談を行った。

- (A) 確定申告会場の運営に当たっては、職員及び非常勤職員の役割分担を明確化するとともに、能力を最大限発揮できるよう、職員及び非常勤職員を適切に配置した。また、全ての納税者に対して、一律に対応するのではなく、個々の納税者のニーズやパソコンの習熟度に応じた申告相談やパソコン操作補助を行うことにより、効率的かつ円滑な会場運営に努めた。

また、各確定申告会場に、納税者自身のスマートフォン等を利用して申告を行うコーナーを設置し、翌年以降の自宅等からのe-Taxを利用した申告の推進を図った。

- (B) 地方公共団体から国への申告書等データの引継について、国・地方双方の事務の効率化が図られるものであるため、地方公共団体に対しシステム対応に向けた働き掛けを行い、更なる利用の拡大に向けて、地方公共団体と十分な連携・協議を実施した。
- (C) 譲渡所得の納税者は、税法になじみの薄い者が多いことから、税理士会、証券業界等の協力を得て、各種広報、説明会等を通じて適正申告の確保に努めた。

ロ 青色申告者の育成及び指導の充実

申告納税制度の定着のためには、記帳に基づき自主的に申告できる納税者の増大が前提となるので、前年度に引き続き関係民間団体等の協力を得ながら次のように青色申告の勧奨と青色申告者の指導に努めた。

- (1) 青色申告の勧奨は、関係民間団体等の協力を得て、あらゆる機会を通じて行った。

この結果、青色申告者総数は、792万人となり、前年に比べて23万人（3.0%）増加している。

青色申告の中心となる事業所得者の青色普及割合（所得税の申告納税額のある納税者に対する割合）をみると、66.3%となっている。

- (2) 青色申告者に対する指導は、主として関係民間団体等の協力を得ながら開催する各種の説明会や記帳指導を通じて積極的に行い、青色申告特別控除制度の説明を行うなど質の向上に努めた。

なお、関係民間団体等が実施した記帳指導人員は、45万人である。

ハ 白色申告者に対する記帳指導等

白色申告者に対しても関係民間団体等の協力を得ながら、各種広報・説明会等を通じて、記帳制度の周知のほか、記帳方法、決算方法の指導に努めた。

また、平成23年度の税制改正により、平成26年1月以降、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が全ての個人事業者等に拡大されたことから、地方公共団体や関係民間団体等との連

携・協調を図りつつ、改正内容の幅広い広報・周知や指導に努めた。

4 寄附財産に係る譲渡所得の非課税承認事務

(1) 承認の趣旨

個人が公益法人等に対して譲渡所得の基因となる財産を寄附した場合には、時価によりその財産の譲渡があったものとして譲渡所得が課税されることとされているが、その財産の寄附が公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものについては、その譲渡所得は非課税とされる。

(2) 非課税承認申請の処理状況

令和5事務年度における非課税承認申請の処理状況は、次のとおりである。

表2 寄附財産に係る譲渡所得の非課税承認申請の処理状況

区 分		件 数
学校法人		内 7 24
財団法人		
	公益財団法人	内 13 89
	一般財団法人	4
社会福祉法人		内 7 32
医療法人		0
宗教法人		35
その他の法人		
	独立行政法人等	内 14 86
	社団法人等	2
	N P O 法人	内 5 10
	認可地縁団体	18
合 計		内 46 300

- (注) 1 内書きは、租税特別措置法施行令第25条の17第7項の規定による承認申請（承認特例）に係る件数である。
- 2 独立行政法人等には、地方独立行政法人及び国立大学法人が含まれる。
- 3 社団法人等は、公益社団法人及び一般社団法人である。

第3節 源泉所得税

1 概要

- (1) 源泉徴収制度においては、源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税を徴収して国に納付する義務のある者を「源泉徴収義務者」といい、源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、それが会社や協同組合、学校、官公庁であっても、また、個人や人格のない社団・財団であっても、全て源泉徴収義務者となる。

なお、源泉徴収の対象とされている所得は、おおむね次のとおりである。

支 払 者 受 け る 者	源泉徴収の対象とされている所得
居 住 者	利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、公的年金等、報酬・料金等、定期積金の給付補てん金等、特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等
内 国 法 人	利子所得、配当所得、定期積金の給付補てん金等、特定の報酬・料金等
非 居 住 者 外 国 法 人	国内源泉所得（特定のものに限る。）

- (2) 源泉徴収義務者は、所定の税率により所得税及び復興特別所得税を源泉徴収した上、原則として、その源泉徴収の対象となる所得を支払った日の翌月10日までに「所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて納付することとなっている。

なお、給与の支払を受ける者が常時10人未満である源泉徴収義務者については、所轄税務署長の承認を受けることにより、源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税を7月10日と翌年1月20日にまとめて納付することができるいわゆる「納期の特例」の制度が設けられている。

2 課税の状況

- (1) 源泉徴収義務者数

イ 令和5事務年度末（令和6年6月30日）現在における給与所得の源泉徴収義務者数は、356万8,039件であり、前事務年度（356万9,139件）に比べて、1,100件（0.03%）減少している。これを組織区分別にみると、本店法人は0.8%増加しており、支店法人は1.2%、個人は2.1%減少している。

ロ 給与所得以外の所得の源泉徴収義務者数をみると、前事務年度に比べて、非居住者等所得は7.3%増加し、利子所得等は2.3%、配当所得は0.2%、特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等は0.7%、報酬・料金等所得は0.1%、それぞれ減少している。

表 3 給与所得の組織区分別源泉徴収義務者の内訳

区分	本店法人	支店法人	官公庁	公益法人等	個 人	計
件数	件 2,501,489	件 27,847	件 10,378	件 115,235	件 913,090	件 3,568,039

(2) 源泉所得税の税額

令和 5 事務年度における源泉所得税の税額は21兆3,484億円（本税額21兆3,351億円、加算税額133億円）であり、前事務年度（21兆8,279億円）に比べて、4,795億円（2.2%）減少している。

本税額の内容を所得種類別に比べてみると、給与所得は4,738億円（3.8%）、退職所得は328億円（11.9%）、利子所得等は1,047億円（31.2%）、特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等は3,423億円（70.7%）、報酬・料金等所得は176億円（1.4%）、非居住者等所得は1,246億円（14.1%）それぞれ増加しており、配当所得は1兆5,764億円（25.9%）減少している。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査及び指導の体制

源泉徴収の対象となる所得は、利子、配当、給与、退職手当、報酬・料金など広範囲にわたっているばかりでなく、その内容も多様化していることから、一部には適正に源泉徴収義務を履行していない源泉徴収義務者もみられるところである。このため、源泉所得税事務の運営に当たっては、源泉徴収義務者とのあらゆる接触の機会を捉えて、この制度に関する指導を行い、これにより優良な源泉徴収義務者の育成に努め、また、適正に源泉徴収義務を履行していない者に対しては、法人税等の調査の際に、併せて源泉所得税の調査を実施する同時調査を基本として調査を実施する体制を採っている。

以上の基本的体制の下で、令和 5 事務年度においては、次の点に重点を置いた施策を実施した。

イ 納付指導

納付指導については、未納発生の抑制のため、あらゆる機会を通じて期限内納付についての意識の高揚を図るとともに、源泉所得税事務集中処理センター室を中心に、未納者への早期接触、自主納付の推進などの取組を行うことにより、未納の早期・確実な処理に努めた。

ロ 源泉実地調査

法人税等の納税義務がないため同時調査の対象とならない法人等に対して、源泉所得税の観点から調査を実施する源泉実地調査は、源泉国際課税など真に源泉所得税固有の問題を解明する必要があると認められる者を調査対象者として厳選し、深度ある調査の実施に努めた。

(2) 調査の状況

イ 調査件数

令和5事務年度に調査を行った件数は、68,532件である。

ロ 調査の事績

調査を行った68,532件のうち、課税漏れ等の非違があったものは21,985件で、調査による追徴税額は375億円となっている。

表4 源泉所得税の調査状況

区 分	調 査	対 前 事 務 年 度 比
	件	%
調査件数	68,532	94.7
非違件数	21,985	98.1
	億円	
追徴税額	375	110.9

第4節 法人税

1 概要

法人税の納税義務者は、株式会社、協同組合のように、法人格を有する者（公共法人を除く。）及び人格のない社団等であり、法人税はこれらの納税義務者の所得に対して課税される。

納税義務者及び課税所得の範囲は、次のとおりである。

	（納税義務者）	（課税所得の範囲）
内 国 法 人	普通法人	全ての所得
	協同組合等	全ての所得
	公益法人等	収益事業に係る所得
	人格のない社団等	収益事業に係る所得
外 国 法 人		国内に源泉がある所得

（注）1 法人税法では、人格のない社団等を法人とみなしている。

2 これらの法人は、原則、その法人が採用している事業年度を課税計算の基礎とし、各事業年度の終了後2か月以内に、確定した決算に基づくその事業年度の所得の金額及び税額等を記載した確定申告書を所轄税務署長に提出し、納税することになっている。

3 平成22年10月1日前に解散した普通法人及び協同組合等については、清算所得に対して法人税が課税される。

2 申告の状況

(1) 法人数

令和5事務年度末現在の法人数は、340万1,205件であり、10年前（平成25事務年度末）の300万7,011件と比べて39万4,194件増加しており、前事務年度（334万1,422件）に比べて、1.8%増加している。

なお、令和5事務年度末の青色申告法人数は301万9,963件で、全法人数の88.8%を占めて

いる。

表 5 法人数の内訳

区分	普通法人	協同組合等	公益法人等	人格のない社団等	外国法人	計
法人数	件 3,263,443	件 41,315	件 61,918	件 27,457	件 7,072	件 3,401,205

(注) 1 令和6年6月30日現在の法人数である。

2 清算中の法人は除く。

(2) 申告件数等

令和5年4月から令和6年3月末までに事業年度が終了し、令和6年7月末までに法人から提出された確定申告書の件数は317万5,549件で、その申告割合は91.4%である。また、そのうち黒字申告（有所得申告）をしたものの割合は36.0%で、前年度の36.2%に比べて0.2ポイント減少している。

(注) 上記の期間において、グループ通算制度適用法人から提出された確定申告書の件数は18,936件である。

なお、グループ通算制度は、令和4年4月1日以後開始する事業年度から適用されている。

(3) 申告所得金額

令和5年度に黒字申告をした法人の所得金額は98兆2,781億円で、前年度の85兆106億円に比べて13兆2,675億円（15.6%）増加している。

これを黒字申告1件当たりの所得金額でみると、8,598万円で、前年度（7,518万円）に比べて14.4%増加している。

また、赤字申告をした法人の欠損金額は15兆5,926億円で、前年度の17兆4,295億円に比べて1兆8,369億円（10.5%）減少している。

これを赤字申告1件当たりの欠損金額でみると、767万円で、前年度（873万円）に比べて12.1%減少している。

(4) 申告税額

令和5年度における申告税額は、17兆3,924億円で、前年度の14兆9,099億円に比べて2兆4,825億円（16.7%）増加している。

表 6 法人税の申告状況

区 分	年 度 等	税 務 署 所 管 法 人	調 査 課 所 管 法 人	合 計
所 管 法 人 数	4 5	千件 3,305 3,365	千件 36 36	千件 3,341 3,401
申 告 割 合	4 5	% 91.8 91.4	% 94.8 95.1	% 91.8 91.4
黒 字 申 告 割 合	4 5	% 35.8 35.7	% 65.3 65.9	% 36.2 36.0
申 告 所 得 金 額	4 5	億円 289,502 300,530	億円 560,604 682,251	億円 850,106 982,781
黒 字 申 告 1 件 当 たり 所 得 金 額	4 5	千円 26,106 26,853	千円 2,569,573 2,857,836	千円 75,181 85,979
赤 字 申 告 1 件 当 たり 欠 損 金 額	4 5	千円 5,157 5,260	千円 619,039 401,776	千円 8,727 7,672

3 調査及び指導の状況

(1) 調査及び指導の体制

法人税及び消費税の調査並びに指導に関する事務については、原則として、資本金 1 億円以上の大規模法人と外国法人を国税局の調査部が所管し、それ以外の中小法人については税務署が所管している。

調査に当たっては、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度の高い法人を重点的に調査し、適正・公平な課税の実現に努めるとともに調査効果の波及と持続に配慮して、調査と指導の一体的運営に努め、全体の申告水準の向上を図っている。

通算法人に対する調査についても、その他の法人への調査と同様に調査必要度の高い法人から実施することとしているが、調査に当たっては、通算グループ全体で一体的な運営となるよう、親法人所轄部署と子法人所轄部署間の緊密な連絡、協調の下、効果的・効率的な調査に努めている。

イ 大規模法人

大規模法人は、全法人数の 1 % にすぎないが、申告所得金額は全法人の約 3 分の 2 を占めるなど、その社会的、経済的な影響力は極めて大きく、全納税者の税務コンプライアンスに多大な影響を及ぼすものである。

また、税務を取り巻く環境が変化する中であって、とりわけ大規模法人においては、企業活動の広域化、国際化、デジタル化が著しく進展していることから、国税局の調査部では、経済・社会情勢の変動下における企業動向を注視しつつ、所管法人の業況等の把握や

有効な資料情報の収集・活用に努めることにより、効果的・効率的な調査を実施することとしている。

近年においては、リスク・ベース・アプローチに基づき、実地調査による複雑・困難事案などへの的確な対応、行政指導等を通じた効果的・効率的な是正及び大規模法人との協働関係を築いた上で自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に導く協力的手法を効果的に組み合わせて所管法人全体を適切に監理し、大規模法人の税務コンプライアンスの維持・向上に努めている。

このような方針の下で、令和5事務年度においては、特に次の点に重点を置いた施策を実施した。

(イ) リスク・ベース・アプローチに基づく事務運営の実践

大規模法人の申告・決算内容や過去の調査状況のほか、税務に関するコーポレートガバナンスの状況など各種データの分析に基づき、個々の法人の税務リスクを判定し、それに応じて大規模法人全体を適切に監理した。

調査に当たっては、調査必要度の高い大規模法人を的確に調査選定し、税務リスクに応じた適切な調査体制に基づき、効果的・効率的に実施した。

また、納税者の税務リスクを踏まえ、実地調査によらず是正可能であることが見込まれる事案については、行政指導等を通じた効果的・効率的な是正に努めた。

(ロ) 税務調査のDXの推進等

調査の実施に当たっては、デジタル技術の活用を通じて、新しい調査の形を模索しつつ、調査の質や効率を高めるための工夫・ノウハウの蓄積に積極的に取り組んだ。

特に、調査を効率的に進める観点から、納税者等の協力の下、帳簿等データを早期に取得・活用し要調査項目の抽出に取り組んだほか、効率的な調査の実施に資すると認められる場面においては、Web会議システム等のオンラインツールを積極的に活用した。

また、調査企画に当たっては、データ活用部署と連携するなどし、積極的にデータを分析・活用することで、新たな端緒情報の発掘に努めた。

ロ 中小法人

中小法人を所管する税務署の運営に当たっては、調査の重点化の方針の下、特に大口・悪質な不正計算が想定される中小法人など、継続的な管理を要する法人を的確に管理するとともに、調査必要度の高い法人に対して的確に調査を実施するなど、効果的・効率的な事務運営の実現を図ることとしている。

このような方針の下で、令和5事務年度の調査事務運営の充実を図るため、特に、次の重点課題に取り組んだ。

(イ) 消費税還付申告法人等に対する取組

消費税に関する調査事案が複雑・巧妙化している現状を踏まえ、不正還付を含む不正計算や消費税固有の非違の把握により一層配意した選定・調査に取り組んだ。具体的には、あらかじめ一定の調査事務量を確保の上、不正還付、意図的な無申告や消費税額の

圧縮など消費税の不正申告を行っていると想定される法人に対しては、最適な調査体制を構築した上で、厳正な調査を実施した。

なお、消費税還付申告法人については、深度ある審査や実地調査への移行の必要性を判定する基準に基づき、還付保留を行い、署内調査や行政指導を通じた的確な還付審査を実施した。

(ロ) 海外取引法人等に対する調査の充実

中小法人の中でも海外取引を行う法人が増加傾向にあるため、これらの法人を的確に把握するとともに、国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度を積極的に活用するなど、深度ある調査を実施した。

(ハ) 無申告法人に対する取組

事業を行っているにもかかわらず申告していない法人（稼働無申告法人）については、マスコミ情報・インターネット情報・民間調査機関情報及び他部課（部門）と連携した資料情報の収集・蓄積を通じて事業実態の把握に努めるとともに、地方税当局との協調のより一層の推進や各署の実情に応じ専担者等を設置するなどの体制整備を図り、計画的な実態把握・調査を実施した。

(2) 調査の状況

令和5事務年度中に実地調査をした件数は5万8,691件で、そのうち、所得を過少に申告していたため、又は無申告であったため更正・決定等を行った件数は4万4,837件となっている。

また、隠蔽又は仮装により故意に所得を脱漏していた、いわゆる不正計算があった件数は1万3,064件で、これは実地調査件数の22.3%に当たる。

次に、更正・決定等により是正した申告漏れ所得金額は9,741億円で、前事務年度の7,801億円に比べて1,940億円（24.9%）増加している。このうち不正所得金額は2,775億円で、前事務年度の2,744億円に比べて31億円（1.1%）増加している。

表7 法人税の調査状況

区 分	事 務 年 度	税 務 署 所 管 法 人	調 査 課 所 管 法 人	合 計
実 地 調 査 件 数	4 5	件 60,503 57,001	件 1,561 1,690	件 62,064 58,691
申 告 漏 れ 額	4 5	億円 4,781 5,205	億円 3,020 4,536	億円 7,801 9,741
不 正 所 得 金 額	4 5	億円 2,615 2,672	億円 129 104	億円 2,744 2,775

(3) 指導の状況

申告納税制度の下では、適正な申告と納税を自主的に行う法人の育成が極めて重要である。

このような観点から、問題法人を的確に調査対象とし、適切な調査によって誤りを確実に是正する一方で、次のような方法により個別又は集合指導を実施し、納税意識の向上と税知識の普及を図り、申告水準の維持・向上に努めた。

イ 個々の法人に対する指導

実地調査の結果、申告内容に誤りがあった法人に対しては、その調査の結果を踏まえ、国税局の調査部又は税務署の幹部職員等が法人の代表者等と個別に面接するなどにより、翌期以降再び同様の誤りを繰り返さないよう的確に指導し、今後の適正な申告の確保に努めた。

また、多数の中小法人を所管している税務署においては、①新設法人等に対する指導、②業種別、地域別等の集合指導、③法人からの質疑に対する回答、④改正税法等の説明会の開催などを積極的に実施した。

ロ 関係民間団体を通じた指導

税務署においては、法人会等の関係民間団体との連携・協調に努め、これらの団体を通じて、多数の中小法人に対する説明会等の集合指導を積極的に実施した。

4 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

大企業の税務コンプライアンスの維持・向上を図るためには、経営責任者等の積極的な関与・指導の下、大企業が自ら税務に関するコーポレートガバナンス（以下「税務CG」という。）を充実させていくことが重要かつ効果的である。

こうした認識の下、大企業の税務CGの充実に向けた自発的な取組を推進するため、関係団体等における説明会を実施し、その充実を働き掛けている。

また、大企業のうち、国税局調査部の特別国税調査官所掌法人については、調査の機会を利用して、税務CGの状況を確認するとともに、国税局幹部と経営責任者等の間で意見交換を行い、税務CGの評価結果の伝達や効果的な取組事例を紹介するなどの取組を行っている。

加えて、大企業の税務コンプライアンスを効果的・効率的に維持・向上していく観点から、所管法人に対して、国税庁ホームページに掲載の「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する確認表の活用を働き掛けているところである。

第5節 相続税

1 概要

相続税は、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した個人に対して、その取得した財産の価額（相続時精算課税に係る贈与については贈与時の価額）を基に課税される。納税義務者は、被相続人について相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に申告し、納税する。

2 申告の状況

令和5年中に相続開始のあった事案について申告をした相続人（課税価格のある者）の数は39万2004人であり、前年（38万990人）に比べて2.9%増加している。これを被相続人の数で見ると、15万5,740人であり、前年（15万858人）に比べて3.2%増加している。

次に、申告による課税価格は、21兆6,335億円であり、前年（20兆6,840億円）に比べて4.6%増加している。これを被相続人1人当たりで見ると1億3,891万円であり、前年（1億3,711万円）に比べて180万円増加している。

また、納付すべき税額は、3兆53億円であり、前年（2兆7,989億円）に比べて7.4%増加している。

これを被相続人1人当たりで見ると、1,930万円であり、前年（1,855万円）に比べて75万円の増加となっている。

なお、相続税の課税財産（債務控除前）について種類別にその構成割合をみると、土地31.5%、有価証券17.1%、現金・預貯金等35.1%、その他の財産（生命保険金等、家屋、事業用財産、家庭用財産、美術品等）16.4%である。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査の状況

相続税の調査は、高額かつ多額の申告漏れがあると認められるものを中心に、預貯金、有価証券などの金融資産の把握に重点を置いて行った。

令和5事務年度において実地調査を行った件数は8,556件（前年8,196件）である。

このうち、課税財産について申告漏れがあった件数は7,200件（前年7,036件）であり、これは実地調査を行った件数の84.2%（前年85.8%）に当たる。

また、実地調査による申告漏れ額は、課税価格では2,745億円（前年2,630億円）であり、追徴税額では、735億円（前年669億円）である。

(2) 申告の指導状況

相続は偶発的に発生するものであるため、相続税の納税者には、一般に税法等になじみが薄い者が多い。

このため、パンフレット等の配布や、地方公共団体、税理士会等関係民間団体の協力及び国税庁ホームページを通じた広報活動を行い、相続税の周知に努めるとともに、相続税の課税が見込まれる者に対して、「相続税のあらまし」や「相続税の申告のためのチェックシート」などを送付して、申告の仕方、相続財産の評価方法等について適切な指導を行い、適正な申告と納税がなされるよう配慮した。

4 財産評価事務

財産評価事務は、相続税及び贈与税の課税における土地等の評価額の基準となる土地評価基

準（路線価及び評価倍率）を定める事務が主要なものとなっている。

路線価図及び評価倍率表については、毎年作成してインターネットで公開しており、国税庁ホームページで閲覧できる。

また、全国の国税局・沖縄国税事務所及び税務署でも、パソコンにより閲覧できる。

（参考）

宅地の評価は、市街地的形態を形成する地域については路線価方式により、その他の地域については倍率方式により行う。

路線価及び評価倍率は、毎年1月1日を評価時点として、地価公示価格、売買実例価額、不動産鑑定士等による鑑定評価額、精通者意見価格等を基として算定した価格の80%程度を目途に評価している。

第6節 贈与税

1 概要

贈与税は、個人からの贈与により財産を取得した個人に対し、その取得した財産の価額を基に課税される。

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」があり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができる。

納税義務者は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に申告し、納税する。

2 申告の状況

令和5年中に贈与を受けた者で贈与税の申告書を提出した者は51万人であり、前年（49万7千人）に比べて2.6%増加している。納付すべき税額は3,548億円であり、前年（3,200億円）に比べて10.9%増加している。このうち、相続時精算課税に係る贈与税の申告書を提出した者は、4万9千人であり、前年（4万3千人）に比べて13.3%増加している。納付すべき税額は563億円であり、前年（507億円）に比べて10.9%増加している。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査の状況

贈与税の調査は、無申告事案を中心に、多額の申告漏れがあると認められるものについて実施した。

令和5事務年度において実地調査を行った件数は2,847件（前年2,907件）である。

このうち、課税財産について申告漏れがあった件数は2,630件（前年2,732件）である。

また、実地調査による申告漏れ額は、課税価格では264億円（前年206億円）であり、追徴税額では、108億円（前年79億円）である。

(2) 申告の指導状況

贈与税の納税者は、一般に税法等になじみが薄い者が多い。

このため、パンフレット等の配布や、地方公共団体、税理士会等関係民間団体の協力及び国税庁ホームページを通じた広報活動を行い、納税者による自主的かつ適正な申告がなされるよう贈与税の周知に努めるとともに、申告の仕方、贈与財産の評価方法等について適切な指導を行い、適正な申告と納税がなされるよう配意した。

第7節 地価税

地価税は、土地に対する適正・公平な税負担を確保しつつ、土地の保有コストを引き上げ、土地の資産としての有利性を縮減する観点から、土地の資産価値に応じて負担を求める国税として平成3年5月に創設（地価税法の公布は平成3年5月2日）され、平成4年1月1日から施行（地価税法第38条については、公布の日から施行）された。

地価税は、個人又は法人がその年の1月1日午前零時（課税時期）において、基礎控除額を超える土地等を保有する場合に課税される。地価税の納税義務のある者は、その年の10月1日から10月31日までの間に申告し、同日までに税額の2分の1相当額を、翌年3月31日までに残額を納付しなければならない。

なお、平成10年以後の各年の課税時期に係る地価税については、当分の間、課税されないこととなり、申告書の提出も必要ないこととなっている。

第8節 酒税

1 概要

酒税は、製造場から移出される酒類又は保税地域から引き取られる酒類に対し課税される。

酒類とは、アルコール分1度以上の飲料をいい、酒税法は、この酒類を製法、性状などにより、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の4種類に分類しており、さらに、原料、製造方法などにより、17品目に区分している。

酒税の課税標準は、酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る酒類の数量であり（従量税）、税率は酒類の分類及びアルコール分などに応じて異なる。

酒税の納税義務者は、酒類製造者又は酒類を保税地域から引き取る者である。

酒類製造者は、原則として、毎月その製造場から移出した酒類について翌月末日までにその所在地の所轄税務署長に申告書を提出するとともに、当該移出した日の属する月の末日から2か月以内に納税しなければならない。

また、酒類を保税地域から引き取る者は、原則として、輸入酒類を保税地域から引き取る時

までに所轄税関長に申告書を提出し、同時に納税しなければならない。

なお、酒税の保全を図る観点から、酒類の製造又は販売業を行おうとする者は、その製造場又は販売場ごとに、それぞれの所在地の所轄税務署長から免許を受けなければならない。

2 課税の状況

令和5年度の課税数量は、806万5,124キロリットル（うち輸入品に係る課税分40万9,506キロリットル）であり、前年度に比べて1.2%減少している。酒類ごとの詳細は、〔付録〕2付表第17表参照。また、令和5年度の課税額は、1兆1,796億円（うち輸入品に係る課税分634億円）であり、前年度に比べて0.7%減少している。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査及び指導の体制

酒税の調査及び指導事務は、記帳義務、申告義務などの酒税法令に規定する秩序の維持を図り、適正・公平な課税の実現を図ることを目標として、効果的・効率的な実施に努めている。

その実施体制は、国税局長・沖縄国税事務所長が指定する大規模な酒類製造場等は各国税局・沖縄国税事務所が、それ以外の酒類製造場等は、広域運営体制の下、各税務署の酒類指導官が担当している。

(2) 調査の状況

酒税調査は、調査必要度が高い酒類製造場等に対し、効果的・効率的に実施した。令和5事務年度においては、調査対象場数4,740場のうち927場に対して一般調査又は申告調査を行い、その結果、366場に5,861万円の更正・決定等を行った。

(3) 指導の状況

酒類製造者に対しては、直接又は関係団体を通じ、適正な納税申告と酒税法令に定める諸事項を確実に遵守するよう指導を行った。また、酒類販売業者に対しては、集合方式による記帳指導を行った。

4 酒類業界の状況

(1) 国内市場の状況

酒類の課税数量は、少子高齢化や人口減少等を背景に、平成11年度をピークとして減少している。特にビールは、低価格の発泡酒やチューハイ、いわゆる「新ジャンル飲料」等に消費が移行していたが、ビール系飲料の税率の一本化の過程でビールへの回帰の動きがみられる。なお、同時に発泡酒の定義が改正され、いわゆる「新ジャンル飲料」が発泡酒の範囲に加えられている。

(2) 日本産酒類の輸出の状況

令和5年の日本産酒類の輸出金額は、1,344億円（対前年比3.5%減）となり、過去最高と

なった令和4年に次ぐ水準で推移した。

5 国税庁の事務・取組

(1) 販路開拓・輸出促進等に向けた取組

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和5年12月食料安定供給・農林水産業基盤強化本部改訂)において、酒類のうち、清酒、ウイスキー、本格焼酎・泡盛の3品目を輸出重点品目と位置づけ、品目ごとのターゲット国、輸出目標等を定めた。この目標の達成に向け、この重点3品目を中心に、認知度向上や販路拡大などに取り組んでいる。

イ 販路開拓支援

日本産酒類輸出促進コンソーシアムの運営、酒類輸出コーディネーターの配置、海外の大規模展示会への出展支援により、酒類事業者の販路開拓を支援するほか、海外における日本産酒類の市場を調査し、調査結果を業界へ還元している。

ロ 国際的プロモーション

日本産酒類の認知度向上のため、日本文化の総合発信拠点であるジャパン・ハウス ロンドンにおいて、酒造りに関するシンポジウムを実施した。

ハ 酒類事業者向け補助金

「新市場開拓支援事業費補助金」及び「酒類業振興支援事業費補助金」により、酒類事業者が直面する国内需要の減少、酒類業従事者の高齢化といった構造的課題の解決等に向けて、国内外の新市場を開拓するなどの意欲的な取組を支援した。

(2) 海外展開・酒蔵ツーリズムの推進

イ 酒蔵ツーリズムの推進等

「日本産酒類海外展開支援事業費補助金」により、酒類事業者による日本産酒類の海外販路拡大や商品等の高付加価値化に向けた取組及び酒蔵の観光化や地域における酒蔵ツーリズムプランの策定などの取組を支援した。

ロ 地理的表示(GI)普及拡大

国内外における酒類のブランド価値向上等の観点から、GI指定や普及拡大に取り組んでいる(最新の指定状況は、国税庁ホームページの「酒類の地理的表示一覧等」参照。)。国内における新規GIのスタートアップイベントを開催したほか、国際線旅客機の機内誌にGI酒類の紹介記事を掲載するなど、国内外における日本産GI酒類のPRを実施した。

(3) 関税や輸入規制の撤廃等の国際交渉

日本の酒類事業者の更なる輸出環境整備のため、国際交渉において、関税や輸入規制等の撤廃、GIの相互保護、有機酒類の同等性承認に向けた協議を行っている。また、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を起因とした各国の輸入規制については、引き続き、科学的根拠に基づき撤廃を求めている。

(4) 「伝統的造り」のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組

文化庁や「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等と連携して、伝統的

な酒造り技術の保護・継承及びユネスコ無形文化遺産への登録実現に向けた取組を実施している。

(5) 中小企業対策

中小企業が大半を占める酒類業界が社会経済情勢の変化に適切に対応できるよう、日本酒造組合中央会の近代化事業をはじめ、業界団体の各種の取組を支援している。また、関係省庁・機関や地方自治体等と連携しつつ、政府の中小企業向け施策（相談窓口、補助金、税制、融資等）について、事業者や業界団体に情報を提供し、活用の促進に取り組んでいる。

(6) 酒類の公正な取引環境の整備

平成29年6月に施行された「酒類の公正な取引に関する基準」に基づくこれまでの調査結果などを踏まえ、令和4年3月に同基準を改正（同年6月施行）し、制度の周知・啓発を行うとともに、酒類の取引状況等実態調査の実施により、公正取引の確保に取り組んでいる。

(7) 社会的要請への対応

イ 資源リサイクル等の推進

ビール業界では「地球温暖化対策計画」（令和3年10月閣議決定）に基づき策定した「低炭素社会実行計画」に取り組んでおり、国税審議会酒類分科会において、これらの取組を評価・検証している。

ロ 20歳未満の者の飲酒防止対策

20歳未満の者の飲酒防止に向け、啓発ポスターやパンフレットを作成するほか、毎年4月を「20歳未満飲酒防止強調月間」と定め、関係省庁・業界団体と連携した啓発活動を行っている。

ハ アルコール健康障害対策

アルコール健康障害対策基本法（平成26年6月施行）に基づき策定された第2期の「アルコール健康障害対策推進基本計画」（令和3年4月～令和8年3月）や、令和6年2月に厚生労働省が作成した「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」などを踏まえ、関係省庁、酒類業団体とも連携・協力しながら、20歳未満の者の飲酒防止対策やアルコール健康障害の発生防止等に向けた取組を推進している。

(8) 酒類業の健全な発達に向けた技術的事項に関する事務

酒類の生産から消費まで全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図ることを目的として、全国市販酒類調査、酒類の製造工程の改善等に関する技術指導・相談、酒類の安全性に係る成分の実態把握等、技術的事項に関する事務を実施している。

令和5事務年度においては、酒類の品質、安全性及び適正表示の確保のため、全国市販酒類調査において理化学分析、品質評価等を行い、その調査結果を国税庁ホームページに公表したほか、同調査の結果等を踏まえ、酒類製造者を対象とした製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を実施した（指導相談件数1,360件）。

また、国際会議等において取り上げられている酒類の安全性に係る成分についての実態把握・関連情報の提供や酒類等の放射性物質に係る調査（平成23年6月の分析開始以来の累積

分析点数25,177点)を行った。

(9) 酒類の分析及び鑑定に関する事務

酒税の適正かつ公平な賦課の実現に必要な分析及び鑑定を行い(分析点数215点)、その性状等を明らかにしたほか、酒類製造免許関連として、期限付製造免許者の製造した酒類の分析等を行った(品質審査点数1,533点)。

また、全国市販酒類調査において、上述の品質等の確保及び課税に関する問題等の把握のため各種分析等を行った(分析点数1,584点)ほか、技術指導・相談の実施に関連して、必要な酒造用原料、中間製品等に対する分析を行った(分析点数137点)。

(10) 独立行政法人酒類総合研究所との連携

国税庁では、酒類に関する高度な分析・鑑定、酒類及び酒類業に関する研究・調査、情報提供等を行っている独立行政法人酒類総合研究所と連携し、酒類の適正課税や適正表示の確保、酒類の品質・安全性の確保及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援等に取り組んでいる。

第9節 消費税

1 概要

(1) 制度概要

課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等及び特定仕入れ並びに保税地域から引き取られる外国貨物である。

納税義務者は、事業者及び外国貨物の引取者であり、事業者は課税期間(個人事業者は暦年、法人は事業年度)の末日の翌日から原則として2月以内に(個人事業者については翌年の3月31日までに)申告・納付し、外国貨物の引取者は引取りの時(特例申告を行う場合は、引取りの日の属する月の翌月末日)までに税関長に対し消費税を申告・納付する。

なお、原則として、基準期間の課税売上高が1,000万円以下である事業者については納税義務が免除される。

(2) 主な制度改正等

消費税法は、所得・消費・資産にバランスのとれた税制の実現を目指した税制改革の一環として昭和63年12月に創設され、平成元年4月から施行された。

平成3年5月には、議員立法により非課税範囲の拡大、簡易課税制度の見直し等所要の改正が行われ、同年10月から施行された。

平成6年秋の税制改革及び平成8年度税制改正により、消費税率を3%から4%(新たに創設された地方消費税と合わせた税率は5%)に引き上げるとともに、簡易課税制度、限界控除制度等が見直され、平成9年4月1日から施行された。

平成15年度税制改正により、事業者免税点制度及び簡易課税制度等について抜本的な改革

が行われたほか、総額表示義務規定が創設された。

平成24年の社会保障と税の一体改革により、消費税率を4%から6.3%（地方消費税率と合わせた税率は8%）、6.3%から7.8%（地方消費税率と合わせた税率は10%）に段階的に引き上げる改正が行われ、平成26年4月1日に6.3%に、令和元年10月1日に7.8%に、それぞれ引き上げられることとなった。

平成28年度税制改正により、消費税率が7.8%に引き上げられると同時に日々の生活における負担を減らすため、飲食料品及び定期購読契約による新聞の譲渡に係る消費税率を6.24%とする軽減税率制度が実施されることとなり、令和元年10月1日から施行された。また、令和5年10月1日から複数税率の下で適正な課税を行うために、インボイス制度が開始され、インボイス（適格請求書）を交付するためには、税務署長に申請書を提出して、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録を受ける必要があることとされた。

2 申告・届出等の状況

(1) 届出等の状況

イ 届出

令和5年度末までに、下表のとおり334万1千件（前年度330万2千件）の課税事業者届出書及び15万1千件（前年度14万8千件）の課税事業者選択届出書並びに1万3千件（前年度1万2千件）の新設法人に該当する旨の届出書が提出された。

表8 消費税の課税事業者等届出件数

（令和6年3月末日現在）

区 分	課 税 事 業 者 届 出 書	課 税 事 業 者 選 択 届 出 書	新 設 法 人 届 出 書
個 人	千件 1,332	千件 44	千件 —
法 人	2,009	107	13
計	3,341	151	13

（注）1 納税義務者でなくなった旨の届出書又は課税事業者選択不適用届出書を提出した者は含まない。

2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

ロ 適格請求書発行事業者数

令和5年度末時点で適格請求書を交付することができる事業者数は、個人事業者2,091千者、法人2,328千者であった。

表 9 適格請求書発行事業者数

個 人	法 人	合 計
千者 2,091	千者 2,328	千者 4,419

(注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

(2) 課税の状況

課税期間が令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に終了したものの課税状況を見ると、次のように課税件数は、個人事業者 202 万 9 千件（前年度 107 万 4 千件）、法人 221 万 1 千件（前年度 203 万 8 千件）であった。

表 10 消費税の課税件数

(令和 6 年 6 月末日現在)

区 分	納税分	還付分	合 計
個 人	千件 1,940	千件 88	千件 2,029
法 人	2,012	199	2,211
計	3,953	287	4,240

(注) 1 国・地方公共団体等及び消費税申告期限延長届出書を提出した法人については令和 6 年 9 月 30 日までの申告及び処理分が含まれる。

2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

また、課税額（納税分）は、個人事業者 6,926 億円（前年度 6,359 億円）、法人 21 兆 470 億円（前年度 19 兆 4,602 億円）、合計 21 兆 7,397 億円（前年度 20 兆 961 億円）であった。

表 11 消費税の課税額

(令和 6 年 6 月末日現在)

区 分	納税分	還付分
個 人	外 1,952 億円 6,926	外 142 億円 505
法 人	外 59,322 210,470	外 20,343 72,149
計	外 61,275 217,397	外 20,485 72,654

(注) 1 国・地方公共団体等及び消費税申告期限延長届出書を提出した法人については令和 6 年 9 月 30 日までの申告及び処理分が含まれる。

2 外書は地方消費税分である。

3 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

3 調査の状況

消費税については、所得税・法人税との同時調査を行っており、令和5事務年度の個人事業者に対する調査等件数は12万495件であり、法人に対する調査件数は5万7,181件である。

このうち何らかの非違があったものは、個人事業者が7万7,547件で、その追徴税額は加算税を含め423億円であり、法人が3万3,864件で、その追徴税額は加算税を含め1,095億円である。

表12 消費税の調査等状況

区 分	個 人	法 人	計
調 査 等 件 数	件 120,495	件 57,181	件 177,676
申 告 漏 れ 等 の 非 違 件 数	件 77,547	件 33,864	件 111,411
追 徴 税 額 (含 ・ 加 算 税)	億円 423	億円 1,095	億円 1,518

(注) 1 追徴税額については、地方消費税を含む。

2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第10節 その他の諸税

1 揮発油税及び地方揮発油税

(1) 概要

揮発油税及び地方揮発油税（以下この1において「揮発油税等」という。）の課税物件は、揮発油である。

国産の揮発油の納税義務者は、その製造者であり、製造場から移出した月の翌月末日までに申告し、納税する。

輸入に係る揮発油の納税義務者は、その引取者であり、保税地域から引き取るときまでに申告し、納税する。

(2) 課税の状況

揮発油税等の課税対象である揮発油の関係場数は、令和5年度末現在で5,182場（前年度末現在5,164場）である。この中には、揮発油を未納税で移入したことによって法律上の製造場となった蔵置場230場及び石油化学工場313場が含まれている。

令和5年度の揮発油税等の課税標準数量は4,258万キロリットル（前年度4,276万キロリットル）、課税額は2兆2,865億円（前年度2兆2,960億円）であり、課税額のうち524億円（前年度482億円）は保税地域からの引取りに係るものである。

(3) 調査の状況

揮発油税等の調査対象場所には、揮発油の製造場のほか、特定石油化学製品の製造場、貯蔵場所及び使用場所並びに特定用途免税揮発油の使用場所等がある。

これらの場数は、令和5事務年度で4,839場（前事務年度4,914場）である。

令和5事務年度においては、68場（前事務年度88場）に対して調査を実施した。

調査の結果、17場（前事務年度14場）について更正又は決定（調査を実施した結果、修正申告書又は期限後申告書の提出があったものを含む。以下この節において「更正・決定等」という。）を行っているが、その増差税額は4,100万円（前事務年度2,400万円）である。

(4) 揮発油類の分析

揮発油税等の適正かつ公平な賦課の実現のため、国税局の鑑定官室において製油所等の揮発油の性状を資料収集するとともに、市販ガソリンを買い上げて分析を行っている。令和5事務年度に分析した揮発油類は、延べ1,028点である。

2 印紙税

(1) 概要

印紙税の課税物件は、各種の契約書、定款、通帳、金銭の受取書等の文書である。

納税義務者は、文書の作成者であり、納付は、原則として、課税文書に収入印紙を貼り付け、消印をする方法によるが、このほか、税務署に所定の手続をして現金で納付する方法、例えば、一定の書式表示をして申告納税する方法等がある。

(2) 課税の状況

令和5年度における現金納付分の課税額は1,210億円（前年度1,254億円）であり、課税人員は15万4,092人（前年度15万9,664人）である。

(3) 調査及び指導の状況

印紙税は、自主的な納付の形態を採っており、収入印紙の貼付け又は消印をしなかった場合に、税の追徴に併せて行政的に制裁するという観点から、貼り付けをしなかった場合は不納付税額の3倍相当額（印紙税を納付していないことについて自主的な申出があった場合は、不納付税額の1.1倍）が、消印をしなかった場合は税相当額の過怠税が徴収されることになっている。

令和5事務年度においては、1,765場（前事務年度1,877場）に対して調査を行い、その結果、1,606場（前事務年度1,703場）において収入印紙の貼付不足等が発見され、その不足税額は26億8,400万円（前事務年度17億1,900万円）であった。

また、そのうち申告納税の方法を採っている納税者についてみると、調査対象場数は、令和5事務年度において、2万1,251場（前事務年度2万1,621場）であるが、このうち344場（前事務年度385場）に対して調査を行い、その結果、50場（前事務年度71場）につき、1億4,000万円（前事務年度6,800万円）の更正・決定等を行った。

印紙税は、納税義務者が極めて広範にわたることから、国税庁ホームページ等を通じたリーフレットの配布、説明会の開催など様々な方法による指導を行っている。

3 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 概要

たばこ税及びたばこ特別税（以下この３において「たばこ税等」という。）の課税物件は、喫煙用の製造たばこ、かみ用の製造たばこ及びかぎ用の製造たばこである。

国産の製造たばこの納税義務者は、その製造者であり、製造場から移出した月の翌月末日までに申告し、納税する。

輸入に係る製造たばこの納税義務者は、その引取者であり、保税地域から引き取るときまでに申告し、納税する。

(2) 課税の状況

令和５年度末の製造場数は321場（前年度末313場）である。この中には、製造たばこを未納税で移入したことによって法律上の製造場となった蔵置場245場が含まれている。

令和５年度のたばこ税等の課税標準数量は本数換算で1,425億2,559万本（前年度1,417億4,080万本）、課税額は１兆865億円（前年度１兆806億円）であり、課税額のうち6,119億円（前年度6,097億円）は保税地域からの引取りに係るものである。

(3) 調査の状況

たばこ税等の調査対象場所には、製造たばこの製造場のほか、法定製造場、手持品課税製造たばこ（税率の引上げ時に、流通過程にある差額課税対象製造たばこ）の貯蔵場所があり、手持品課税製造たばこの貯蔵場所を除く調査対象場数は、令和５事務年度で321場（前事務年度313場）であるが、このうち、２場（前事務年度15場）に対して調査を行った。

4 石油ガス税

(1) 概要

石油ガス税の課税物件は、自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスである。

納税義務者は、自動車用の石油ガス容器に石油ガスを充てんする者（石油ガスタンク等）であり、充てん場から移出した月の翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納税する。

(2) 課税の状況

令和５年度末の充てん場数は2,372場（前年度末2,411場）であり、令和５年度の課税標準数量は51万トン（前年度54万トン）、課税額は90億円（前年度94億円）である。

(3) 調査の状況

令和５事務年度における調査対象場数は2,439場（前事務年度2,510場）であるが、このうち、151場（前事務年度168場）に対して調査を行い、その結果、38場（前事務年度35場）につき270万円（前事務年度160万円）の更正・決定等を行った。

5 航空機燃料税

(1) 概要

航空機燃料税の課税物件は、航空機燃料である。

納税義務者は、航空機の所有者等であり、航空機燃料を航空機に積込みをした月の翌月末日までに申告し、納税する。

(2) 課税の状況

納税地は、原則として、航空機燃料を航空機へ積み込む場所とされているが、国税庁長官の承認を受けたときは、その承認を受けた場所（多くは納税義務者の住所地を承認場所としている。）とすることができる。

令和5年度末現在、この承認を受けた納税地数は573場（前年度末564場）、その他の納税地数は1,289場（前年度末1,205場）である。

令和5年度の航空機燃料税の課税標準数量は488万キロリットル（前年度454万キロリットル）で、課税額は542億円（前年度492億円）である。

(3) 調査の状況

令和5事務年度における調査対象場数は1,721場（前事務年度1,764場）であるが、このうち、16場（前事務年度22場）に対して調査を行い、その結果、11場（前事務年度12場）につき、1,100万円（前事務年度910万円）の更正・決定等を行った。

6 自動車重量税

(1) 概要

自動車重量税の課税物件は、自動車検査証の交付を受け、又は車両番号の指定を受ける自動車である。

納税義務者は、自動車検査証の交付を受ける者及び車両番号の指定を受ける者であり、納付は、原則として所定の用紙に自動車重量税印紙を貼り付けて、運輸支局等又は軽自動車検査協会に提出することにより行う。

(2) 課税の状況

令和5年度における自動車重量税の課税額は、6,991億円（前年度7,155億円）である。

7 電源開発促進税

(1) 概要

電源開発促進税の課税物件は、一般送配電事業者等の販売電気である。

納税義務者は、一般送配電事業者等であり、毎月分を翌月末日までに申告し、納税する。

(2) 課税の状況

令和5年度末の納税義務者数は10社であり、令和5年度の課税標準たる販売電気の電力量は8,167億987万キロワット時（前年度8,341億5,872万キロワット時）、課税額は3,063億円（前年度3,148億円）である。

8 石油石炭税

(1) 概要

石油石炭税の課税物件は、原油、石油製品及びガス状炭化水素並びに石炭である（石油製品については輸入に係るものに限る。）。

国産の原油、ガス状炭化水素及び石炭の納税義務者は、その採取者であり、採取場から移出した月の翌月末日までに申告し、納税する。

輸入に係る原油、石油製品及びガス状炭化水素並びに石炭の納税義務者は、これらの引取者であり、保税地域から引き取るときまで（国税庁長官の承認を受けた者は、引き取った月の翌月末日まで）に申告し、納税する。

(2) 課税の状況

国産の原油、ガス状炭化水素及び石炭に係る納税地は、原則として、これらの採取場であるが、国税庁長官の承認を受けた場合は、その承認を受けた場所である。

令和５年度末現在、この承認を受けた納税地数は14場（前年度末14場）、その他の納税地数は148場（前年度末143場）である。

令和５年度の石油石炭税の課税標準数量は原油が１億1,803万キロリットル、石油製品が1,320万キロリットル、ガス状炭化水素が7,821万トン、石炭が１億1,617万トン、課税額は合計6,708億円（前年度7,468億円）であり、課税額のうち6,633億円（前年度7,393億円）は保税地域からの引取りに係るものである。

(3) 調査の状況

令和５事務年度における調査対象場数は83場（前事務年度80場）であるが、このうち、13場（前事務年度13場）に対して調査を行い、その結果、８場（前事務年度６場）につき、６億2,500万円（前事務年度２億3,100万円）の更正・決定等を行った。

9 国際観光旅客税

(1) 概要

国際観光旅客税の課税対象は、旅客の航空機又は船舶による日本からの出国である。

納税義務者は、航空機又は船舶により日本から出国する旅客となるが、原則として、国際旅客運送事業を営む者である航空会社又は船舶会社が特別徴収義務者として、旅客から本税を徴収し納付することとなる。

なお、国際旅客運送事業を営む者のうち、国内に本店又は事務所等を有する国内事業者は税務署に、国内事業者以外の者（国外事業者）は税関に、本税の納付等の手続を行う。

(2) 課税の状況

国際観光旅客税の課税人員は、令和５年度においては4,019万人（前年度1,253万人）となっている。

また、課税額は、令和５年度においては402億円（前年度125億円）となっている。

(3) 調査の状況

令和５事務年度における調査対象場数は112場（前事務年度108場）であるが、このうち、19場（前事務年度９場）に対して調査を行い、その結果、14場（前事務年度７場）につき、追徴税額が1,200万円（前事務年度1,600万円）となった。

第2章 犯則の取締り

第1節 直接国税

1 査察制度

我が国では、納税者が自ら正しい申告を行って税金を納付する申告納税制度を採っており、この制度を円滑に運営していくため税務調査を行っている。一般の税務調査において、納税者の申告に誤りがあれば、申告額を更正することとしているが、その調査は原則として納税者の同意を得て行う、任意調査（課税調査）によっている。

しかし、不正の手段を使って故意に税を免れた者には、正当な税を課すほかに、悪質な脱税者として刑事責任を追及するため、懲役や罰金を科すことが税法に定められている。このような場合には、任意調査だけではその実態が把握できないので、税務調査の中でも強制的権限をもって犯罪捜査に準ずる方法で調査（犯則調査）し、その結果に基づいて検察官に告発し公訴提起を求める査察制度がある。

査察制度の執行のため、具体的な手続が国税通則法第11章に定められており、その執行には各国税局・沖縄国税事務所に配置された国税査察官が当たっている。

2 国税査察官の職務

国税査察官は、各国税局・沖縄国税事務所に約1,500人が配置されており、所得税、法人税及び消費税等の悪質な脱税の摘発を行う犯則取締事務に従事している。

国税査察官は、税務職員ではあるが、一般の税務職員が質問検査権に基づく任意調査（課税調査）を行うのに対し、査察調査を行うための特別の調査権限が与えられている。すなわち、裁判官が発付する許可状により住居、工場、事務所等を臨検、搜索し、帳簿・書類や各種の物件を差し押さえる、いわゆる強制調査を行う権限（犯則調査権限）が与えられている。また、国税査察官は、脱税の疑いがある納税者（犯則嫌疑者）について、本人、取引先等の参考人に質問し、それらの者が所持する帳簿・書類、物件等を検査し、任意に提出された物件を領置することができる。

査察調査の手順としては、犯則嫌疑者を発見すると、まず、脱税の規模や手口などをより具体的に確認するための内偵調査を行う。内偵調査の後、多額の脱税が見込まれ、手口も悪質と認められるなど、社会的非難に値する犯則嫌疑者について、その脱税の犯則嫌疑事実を裁判官に説明し、許可状の交付を受け、その許可状に基づいて、各国税局・沖縄国税事務所に配置されている国税査察官が強制調査に着手する。更に、各国税局・沖縄国税事務所間で臨機に応援する体制も確立されている。強制調査の着手によって差し押さえられた帳簿・書類などは、その後の綿密な調査も加わって真実の所得・税額の計算とその存在を立証するための証拠となる。

3 関係省庁との連絡

査察事件の適正な処理を図るため、法律上の問題点及び事件の具体的処理について、国税庁においては法務省及び最高検察庁と、各国税局・沖縄国税事務所においては関係高等検察庁及び地方検察庁と常に緊密な連絡を取っている。

(1) 合同中央協議会

令和5年9月には、国税庁及び法務省主催の下に各国税局・沖縄国税事務所の幹部及び国税査察官並びに全国の各検察庁の財政経済担当検察官が参加して合同中央協議会が開催され、具体的事件を素材として協議、研修を行った。

(2) 合同地方協議会

令和5年11月には、関東信越国税局及び東京高等検察庁主催の下に札幌、仙台、関東信越、東京、金沢及び名古屋の各国税局の国税査察官並びに東京高等検察庁、同庁管下各地方検察庁の財政経済担当検察官が参加して、また、同年12月に、熊本国税局及び福岡高等検察庁主催の下に大阪、広島、高松、福岡及び熊本の各国税局・沖縄国税事務所の国税査察官並びに福岡高等検察庁、同庁管下各地方検察庁の財政経済担当検察官が参加して、それぞれ合同地方協議会が開催され、具体的事件に即して協議、研修を行った。

4 査察事務の状況

令和5年度における査察事務の運営に当たっては、情報事務と調査事務を通じて、組織力を発揮した効果的・効率的な事務運営に努めるとともに、所得税、法人税事案のほか、特に国民の関心が極めて高い消費税事案や申告納税制度の根幹を揺るがす無申告事案、更に、国際事案や時流に即した事案などの社会的波及効果の高い事案の積極的な立件・処理に取り組んだ。

また、経済取引の広域化、デジタル化、国際化に的確に対応するため、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換制度やデジタルフォレンジックツール（データの証拠保全・解析機材）を活用して効果的な調査を実施した。

令和5年度の査察の概要についてみると、査察着手件数は154件、処理件数は151件でこのうち101件を告発しており、処理件数に対する告発件数の割合は66.9%である。

告発分の総脱税額（加算税額を含む。）は89億3,100万円であり、告発1件当たりの脱税額は8,800万円となっている。

告発事件について税目別の件数・脱税額をみると、所得税に係る事件は14件で12億1,400万円、法人税に係る事件は59件で57億3,400万円、相続税に係る事件は1件で1億5,200万円、消費税に係る事件は27件で18億3,100万円となっている。

また、告発の多かった業種は、不動産業（18者）、建設業（16者）となっている。

5 重点事案への取組

査察制度の目的に鑑み、特に、消費税事案、無申告事案、国際事案及びその他社会的波及効果が高いと見込まれる事案に積極的に取り組んだ。

(1) 消費税事案

消費税の不正受還付事案については、消費税に対する国民の関心が極めて高いこと、また、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高いものであることから、積極的に取り組んだ。

令和5年度の消費税事案の告発件数は27件、そのうち、消費税不正受還付事案の告発件数は16件となっている。

○ 告発事例

同一の高級腕時計のシリアルナンバーや不正に入手したパスポートの写しを用いて書類を偽造し、架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上を計上することで、不正に消費税の還付を受け、又は受けようとしていたもの

(2) 無申告事案

無申告事案については、申告納税制度の根幹を揺るがすものであることから、積極的に取り組んだ。

令和5年度は無申告事案の告発件数は16件、そのうち、平成23年度に創設された単純無申告は脱犯を適用した事案の告発件数は11件となっている。

○ 告発事例

アフィリエイト事業により収入を得ていたにもかかわらず、虚偽のコンサルティング契約書を準備するなどして所得を隠匿した上で、法人税の確定申告書を提出しないまま法定納期限を徒過させ、法人税を免れていたもの

(3) 国際事案

外国法人を利用して不正を行っていた事案や海外に不正資金を隠していた事案などの国際事案に積極的に取り組んだ。

令和5年度の国際事案の告発件数は23件となっている。

○ 告発事例

虚偽の株式譲渡契約書を作成して、自己が所有する未公開株式を自らが主宰する海外法人へ譲渡したと装い、未公開株式の譲渡収入の一部を海外法人の収入であるとして、所得税を免れていたもの

(4) 社会的波及効果の高い事案

上記以外で、世間の耳目をひき牽制効果が期待できる事案に対して積極的に取り組んだ。

○ 告発事例

脱税請負人が、脱税のために虚偽の経費を計上するスキームを節税とうたって、広く納税者を勧誘し、納税者らが当該スキームを利用して法人税及び消費税を免れていたもの

6 不正資金の留保・費消状況及び隠匿場所

- (1) 脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金として留保されていたが、脱税者が数千万円規模の費消をしていた事例も見られた。

その使途としては、

- 高級車両の購入
- 有価証券等への投資
- 暗号資産の購入
- 競馬や海外カジノ・ネットカジノ等のギャンブル
- 飲食等の交際費・遊興費

などが見られた。

(2) 脱税によって得た不正資金の隠匿場所は様々であったが、

- 天井裏
- 階段下収納
- 蔵に置かれた木箱
- 銀行の貸金庫

に現金を隠していた事例などがあった。

第2節 間接国税

1 犯則取締制度

間接国税においても、そのほとんどについて申告納税制度を採用しているが、申告の内容は必ずしも全てが適正なものとはいえない状況にある。

このため、個別指導や団体指導、周知広報に力を注いでいるが、課税の公平を実現するため、悪質な脱税に対しては犯則取締り等を通じて非違脱漏の発見に努め、厳正に是正措置を採っている。

間接国税の分野では、課税対象が特定の物件や行為に限定され、しかも一般に経済的な転嫁が予定されており、そのほ脱による経済効果がその都度直ちに実現するため、非違脱漏への強い誘惑がある。また、間接国税のほ脱を行った悪質な企業が当該商品の価格を引き下げて安売りをを行う結果、正常な市場を混乱に陥れ、正しい納税をしている企業の経営を不当に圧迫することにもなる。

このような実情に即して犯則取締りも特に市場に与える影響の大きい大口・悪質な脱税者等に重点を置いて効果的に実施することとしている。

間接国税の犯則取締りは、国税通則法第11章に定める手続により行われ、国税通則法第7章の2に定める課税調査の権限とは明確に区分されている。

(注) 間接国税とは、消費税（賦課課税方式が適用される輸入取引に係るものに限る。）、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税をいう。

2 通告処分制度

直接国税及び申告納税方式による間接国税に関する犯則事件にあつては、当該職員が調査によって犯則があると思料するときは、全て告発の手続を採ることとなっているが、申告納税方式によるものを除く間接国税に関する犯則事件にあつては当該職員から報告又は通報を受けた犯則事件について、国税局長・沖縄国税事務所長又は税務署長が調査により犯則の心証を得た場合は、情状が懲役の刑に処すべきものと認められるなど直ちに告発すべきものを除き、通告処分を行うこととされている。

通告処分とは、国税局長・沖縄国税事務所長又は税務署長が罰金に相当する金額等を納付すべきことを犯則者に通告する処分をいい、これを履行するかどうかは犯則者の任意である。そして、通告を受けた犯則者がその内容である罰金相当額等財産上の負担を任意に履行したときは、当該犯則事件について訴えを提起することができないという手続である。

この通告の内容を履行しないときは、通告不履行による告発の手続を採ることとなっている。

(注) 平成 29 年度税制改正により国税犯則調査に係る規定が国税通則法に編入されたことにあわせて、通告処分の対象となる間接国税の範囲が見直されている。平成 30 年 3 月 31 日以前は、間接国税のほ脱等については、その納付すべき税額の確定の方式にかかわらず、通告処分の対象とされていた。

3 関係省庁との連絡

犯則事件の適正な処理を図るため、法令上の問題点及び事案の具体的処理について、国税庁においては、法務省及び最高検察庁と、国税局・沖縄国税事務所及び税務署においては、関係高等検察庁及び地方検察庁と常に緊密な連絡を取っている。

4 犯則取締りの状況

犯則取締事務の運営に当たっては、課税部門との連携を強化し、課税の公平と申告水準の向上に寄与することを目的として効率的な事務運営の推進に努めることとしている。

令和 5 年度における間接国税の犯則事件の検挙件数は20件となっている。

第3章 債権管理事務及び徴収事務

第1節 債権管理事務

1 概要

債権管理事務の主な内容は、納税申告書の提出等により定まった税金の納付状況を個別に管理する徴収決定・収納事務と、納め過ぎとなった税金を納税者に返還する還付金事務である。

徴収決定・収納事務は、納税者からの納税申告書の提出や税務署長による申告税額の更正等により納付することとなった税金の額を確認して「徴収決定済額」として管理し、また、これらの税金が実際に納付された場合に「収納済額」として整理することで、納税者ごとにその納付状況を管理するとともに、未納の納税者に対して督促状により納付を促すことを主な内容とする事務である。

税金の納付は、金銭により日本銀行やその代理店となっている金融機関（銀行、郵便局等）又は所轄税務署において行うことが原則であるが、相続税・贈与税については、納期限までに納付できない場合の延納が認められ、相続税については、延納によっても金銭納付が困難で、一定の要件を満たす場合には、不動産や有価証券などの相続財産により、物納することが認められる。また、印紙税、登録免許税、自動車重量税といった税目については、印紙による納付が認められている。納められた税金は、直ちに国の歳入となるのではなく、一旦「国税収納金整理資金」に受け入れられ、その資金から還付金等を支払った残額が歳入として一般会計等に組み入れられることになっている。

また、国税の納付手段については、上記のほか、振替納税（昭和42年6月導入）、インターネットバンキング等による電子納税（平成16年6月導入）、コンビニ（バーコード）納付（平成20年1月導入）、ダイレクト納付（平成21年9月導入）、クレジットカード納付（平成29年1月導入）、コンビニ（QRコード）納付（平成31年1月導入）及びスマホアプリ納付（令和4年12月導入）といった多様な納付手段を導入し、納税者の利便性向上を図るとともに、収納に関する事務効率化を図っている。

還付金事務は、納税者が税金を納め過ぎた場合、その超過部分の金額（還付金）を納税者に返還するための事務である。その返還に当たっては、納税者の指定により、①金融機関（銀行、郵便局等）の預貯金口座へ振り込む方法、又は②郵便局等の窓口で受け取る方法により支払うこととしている。

徴収決定・収納事務及び還付金事務の令和5年度の運営に当たっては、租税債権・債務の正確な管理及び自主納付態勢の確立を基本として、弾力的な事務運営を行うとともに、常に事務の効率化を目指して、適時、適切な措置を講じ、円滑な事務運営に努めた。

2 事務処理の状況

(1) 徴収決定・収納

令和5年度における徴収決定等の状況は、次のとおりである。

イ 徴収決定の状況

令和5年度における徴収決定済額は、総額87兆6,346億円で、これを前年度と比較すると5兆4,855億円（6.7%）の増加となっている（前年度は3.8%の増加）。

ロ 収納済額の状況

イの徴収決定済額に対し収納した額は、総額85兆7,733億円で、収納割合は、97.9%（前年度98.0%）となっている。

これを前年度と比較すると5兆2,781億円（6.6%）の増加となっている。

ハ 不納欠損額の状況

イの徴収決定済額に対し、滞納処分の停止をした後、その停止が3年間継続したこと又はその国税が限定承認に係るものであることなどの理由に基づき、納税義務が消滅したことにより不納欠損額として処理したものは、総額643億円である。

これを前年度と比較すると16億円（2.5%）増加している。

ニ 翌年度へ繰り越す収納未済の状況

イの徴収決定済額のうち、令和5年度中に収納済等とならなかったため翌年度に繰り越して徴収することとなったものは、総額1兆7,970億円（うち滞納処分の停止中のものは、779億円（4.3%））である。

これを前年度と比較すると2,058億円（12.9%）増加している。

(2) 各種納付手段の利用状況

イ 振替納税

令和5年度における振替納税の利用件数は、596万件となっており、納付件数全体の12.1%を占める。

ロ 電子納税（ダイレクト納付を含む）

令和5年度における電子納税の利用件数は、1,189万件となっており、納付件数全体の24.0%を占める。

ハ クレジットカード納付

令和5年度におけるクレジットカード納付の利用件数は、100万件となっており、納付件数全体の2.0%を占める。

ニ スマホアプリ納付

令和5年度におけるスマホアプリ納付の利用件数は、43万件となっており、納付件数全体の0.9%を占める。

ホ 金融機関や税務署窓口での納付

令和5年度における窓口納付の利用件数は、2,764万件となっており、納付件数全体の55.9%を占める。

ヘ コンビニエンスストアでの納付

令和５年度におけるコンビニ納付の利用件数は、249万件となっており、納付件数全体の5.1%を占める。

(3) 還付金

令和５年度における還付金等の支払決定済額は、総額で18兆1,823億円であり、これを前年度の決算額と比較すると、総額で3兆2,687億円（21.9%）の増加となった。

(4) 物納及び延納

イ 物納の処理状況

令和５年度中に相続税の物納申請（前年度以前の物納申請に対する許可未済を含む。）があったものは件数で40件、金額で60億円であり、これに対して申請取下げ等を除き、物納の許可をしたものは件数で16件、金額で25億円である。

なお、許可未済で翌年度へ繰り越したものは件数で15件、金額で7億円である。

ロ 延納の処理状況

令和５年度中に相続税及び贈与税の延納申請（前年度以前の延納申請に対する許可未済を含む。）があったものは、件数で1,710件、金額で701億円であり、これに対して、申請取下げ等を除き、延納の許可をしたものは、件数で992件、金額で395億円である。

なお、翌年度へ繰り越した処理未済は、件数で369件、金額で142億円である。

(5) 納税貯蓄組合との連携・協調

納税貯蓄組合は、納税貯蓄組合法に基づき設立された団体であり、現在では、振替納税制度の利用拡大や消費税の期限内納付に関する運動のほかに、各種の税務広報、研修会の開催、租税教育の推進（とりわけ中学生の「税についての作文」の募集）等納税意識の向上を図るための幅広い活動を行っている。

このような納税貯蓄組合の活動の維持、充実が図られるよう、連携・協調に努めている。

特に中学生の「税についての作文」については、平成20年度から全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が共催により実施している。

第２節 徴収事務

1 概要

納税義務が成立し、申告、更正・決定等の一定の手続により納付すべき税額の確定した国税が、その納期限までに納付されないときは督促を行い、なお納付されない場合には、滞納整理を行うことになる。

滞納整理の具体的な進め方については、原則として、財産の調査に始まり、財産の差押え、差押財産の換価、換価代金等の配当に終わる一連の強制徴収手続を執ることになるが、財産調査の結果、納税者の事情等により強制徴収手続を執ることが適当でないと認められるときは、

①国税の納税を猶予する納税の猶予、②差押財産の換価を猶予する換価の猶予、③滞納処分の執行を停止する滞納処分の停止などの納税緩和措置を講ずることになる。

2 滞納の状況

(1) 発生等の状況

令和5年度において新規に発生した滞納は、件数142万件、税額7,997億円であり、前年度に比べ、件数は17万件(13.4%)増加し、税額は802億円(11.1%)増加している。

さらに、新規発生滞納額7,997億円を税目別にみると、源泉所得税が381億円(全税目に占める構成割合は4.8%)、申告所得税が1,669億円(同20.9%)、法人税が1,001億円(同12.5%)、相続税が464億円(同5.8%)、消費税が4,383億円(同54.8%)で、この5税目で全体の98.8%を占めている。

なお、前年度からの繰越滞納に新規発生滞納を加えた要整理滞納は、件数354万件、税額1兆6,946億円であり、前年度に比べて、件数は8万件(2.3%)増加し、税額は893億円(5.6%)増加している。

表13 新規発生滞納の税目別内訳

区 分	新規発生滞納		構 成 比		対前年度比	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
	万件	億円	%	%	%	%
源泉所得税	8	381	5.6	4.8	110.7	96.1
申告所得税	64	1,669	45.1	20.9	104.4	95.0
法人税	8	1,001	5.5	12.5	110.1	104.8
相続税	2	464	1.3	5.8	111.8	126.3
消費税	53	4,383	37.5	54.8	127.6	120.7
その他	7	99	5.0	1.2	114.7	110.4
計	142	7,997	100.0	100.0	113.4	111.1

- (注) 1 地方消費税を除いた計数である。
2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
3 構成比及び対前年度比は、百万円単位の計数を基に算出している。

(2) 整理の状況

令和5年度中に整理した滞納(整理済滞納)は、件数144万件、税額7,670億円であり、前年度に比べて、件数は9万件(6.9%)増加し、税額は566億円(8.0%)増加している。

なお、要整理滞納に対する整理済滞納の割合(整理割合)は、件数40.5%、税額45.3%であり、前年度に比べて、件数は1.7ポイント増加し、税額は1.0ポイント増加している。

表 14 整理済滞納の税目別内訳

区 分	整理済滞納		構 成 比		対前年度比	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
	万件	億円	%	%	%	%
源泉所得税	10	375	6.8	4.9	98.9	92.2
申告所得税	66	1,520	45.8	19.8	101.7	94.0
法人税	8	1,035	5.3	13.5	109.4	119.1
相続税	2	432	1.3	5.6	110.5	121.0
消費税	52	4,212	36.2	54.9	114.5	111.7
その他	7	97	4.6	1.3	114.5	115.1
計	144	7,670	100.0	100.0	106.9	108.0

- (注) 1 地方消費税を除いた計数である。
2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
3 構成比及び対前年度比は、百万円単位の計数を基に算出している。

(3) 滞納整理中のものの状況

令和5年度末における滞納整理中のものは、件数 211 万件、税額 9,276 億円であり、前年度に比べて、件数は 1 万件（0.6%）減少し、税額は 328 億円（3.7%）増加している。

なお、滞納整理中のもの 9,276 億円を税目別にみると、源泉所得税が 1,134 億円（全税目に占める構成割合は 12.2%）、申告所得税が 2,681 億円（同 28.9%）、法人税が 1,233 億円（同 13.3%）、相続税が 560 億円（同 6.0%）、消費税が 3,580 億円（同 38.6%）で、この 5 税目で全体の 99.0%を占めている。

表 15 滞納整理中のものの税目別内訳

区 分	滞納整理中		構 成 比		対前年度比	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
	万件	億円	%	%	%	%
源泉所得税	28	1,134	13.4	12.2	94.2	100.6
申告所得税	81	2,681	38.4	28.9	98.0	105.9
法人税	10	1,233	4.7	13.3	102.5	97.3
相続税	1	560	0.4	6.0	94.5	106.1
消費税	85	3,580	40.1	38.6	101.7	105.0
その他	6	88	2.9	1.0	109.6	102.6
計	211	9,276	100.0	100.0	99.4	103.7

- (注) 1 地方消費税を除いた計数である。
2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
3 構成比及び対前年度比は、百万円単位の計数を基に算出している。

3 滞納整理事務の実施状況

(1) 令和5事務年度の取組

令和5事務年度の徴収事務の運営に当たっては、下記(2)に掲げる事項に留意し、適正な滞納整理事務の推進に取り組むとともに、下記(3)のとおり、効果的・効率的な事務運営を実施した。また、下記(4)及び(5)に掲げる事務に的確に取り組んだ。

なお、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、法令等に定められた手続を遵守して、差押え、公売等の滞納処分を行う一方、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切な対応に努めた。

(2) 適正な滞納整理事務の推進

イ 大口・悪質事案に対する厳正かつ毅然とした対応

大口・悪質事案については、適正な納税義務の履行を確保するため、厳正かつ毅然とした対応を行った。また、納付能力調査等による滞納者の実情把握に努めた上で、適時に財産調査を行い、差押え、公売等の滞納処分を厳正・的確に実施するとともに、必要に応じて下記ロにより組織的な対応や法的手段も積極的に活用した。

また、財産の隠蔽等の滞納処分免脱罪に該当する行為を把握した場合には、確実に告発を行うなど、厳正に対処した。

ロ 処理困難事案に対する質的整理の実施

処理困難事案については、相当の事務量を投下又は高度な徴収技法を活用した質的整理を実施して計画的に整理促進を図り、必要に応じて広域運営、適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分の実施など、組織的に対応したほか、原告訴訟の提起や第二次納税義務の賦課などの法的手段を積極的に活用した。

ハ 消費税事案の滞納残高圧縮に向けた確実な処理

消費税事案（消費税を含む滞納事案）については、新規発生時の早期着手を徹底するなど、事案の完結に向けて確実な処理を行った。

ニ 納税緩和制度の適切な適用

納税者から一括納付が困難との相談を受けた場合には、納税者の実情を的確に把握した上で、納税緩和制度を適切に適用した。

ホ 審理の適切な実施

滞納整理における処分の適法性・妥当性を確保するため、国税訟務官等を含めた十分な審理体制の下、事実認定、法令要件の充足性及び処分理由の適正性についての審理を的確に実施した。

ヘ 公売事案の処理促進

換価執行制度の積極的な活用を図るなどして、効果的・効率的に公売事案の処理促進を図った。

(3) 効果的・効率的な事務運営

徴収事務の運営に当たっては、徴収システムを活用して、滞納整理の総体的進行管理及び

滞納事案の個別的進行管理を適切に実施した。

また、集中電話催告センター室の機能を効果的に活用して、効率的な運営に取り組んだ。

(4) 国際的な徴収回避への対応

国際的な徴収回避に的確に対応するため、資料情報の積極的な活用及び賦課部門等との連携・協調等により、国外に財産を所有するなどの海外関連事案の的確な把握・管理に努めるとともに、租税条約等の要件に該当する場合には確実に徴収共助を要請するなど、国際的な徴収に積極的に取り組んだ。

(5) 年金保険料等の的確な徴収

厚生労働大臣から委任される厚生年金保険料等や国民年金保険料の徴収事務について、委任制度が効果的に活用されるよう厚生労働省及び日本年金機構と緊密に連携するとともに、委任を受けた事案については、ノウハウと専門性を生かし、年金保険料等の的確な徴収に努めた。

第4章 国際税務

1 概要

近年、個人・企業による海外投資や海外取引が増加するなど、経済社会の国際化が進展している。

このため、外国税務当局との租税条約等に基づく国際協力の推進により、海外取引を通じた国際的な脱税や租税回避の防止に努めている。

また、外国税務当局との間で課税上の問題が発生するといったケースも増加していることから、相互協議を通じて、国際的な課税問題の解決に向けて積極的な活動を続けている。

2 国際的な情報交換

租税に関する情報交換の重要性について世界的に認識が高まる中、我が国においても、新たな租税条約等の締結を進めており、令和6年6月末現在、発効済みの租税条約等は86（令和5年6月末時点で84）、適用対象国・地域は155か国・地域（令和5年6月末時点で153）に増加している。

令和5事務年度には、これらの国々との間で要請に基づき939件、自発的に844件、自動的に385万件の情報の交換を行った。

3 外国税務当局との相互協議

国税庁では、移転価格課税等による国際的な二重課税について納税者の申立てを受けた場合、租税条約等の規定に基づき外国税務当局との相互協議を実施してその解決を図っている。また、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る観点から、事前確認に係る相互協議を実施している。

令和5事務年度の発生件数は212件、処理件数は219件、同年度末の繰越件数は735件であった。

4 国際会議への参加

外国税務当局との税務行政上の執行面での協力や経験の共有などを行うため、各種の国際会議に積極的に参加している。令和5事務年度においては、OECD税務長官会議（FTA）本会合（令和6年6月末現在、OECD加盟38か国及び非加盟15か国・地域が参加）及び運営（ビューロ）会合（FTAビューロ会合：メンバーは、令和6年6月末現在、日本、インド、英国、オーストラリア、カナダ、シンガポール、スウェーデン、中国、チリ、ノルウェー、フランス、米国、南アフリカ、ラトビア、ギリシャの15か国）等に参加した。また、タイ（プーケット）にて開催されたアジア税務長官会合（SGATAR：メンバーは、日本、インドネシア、オーストラリア、韓国、カンボジア、シンガポール、タイ、台湾、中国、ニュージーランド、パプアニ

ユーグニア、フィリピン、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、モンゴル、ラオスの18か国・地域)の年次会合に参加した。

5 技術協力

国税庁では、政府開発援助（ODA）の技術協力の枠組み等の下、開発途上国の税制・税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解者を育成すること等を目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）やOECDなどとも連携しながら、開発途上国に対する技術協力に積極的に取り組んでいる。技術協力には、開発途上国等へ職員を派遣し、現地で講義等を提供する派遣型と、国内において開発途上国の税務職員等を対象とした研修を実施し講義等を提供する受入型及び日本から講師がオンラインで実施するオンライン型がある。

(1) 開発途上国等への職員派遣

開発途上国の税務当局からの要望を受けて、現地で開催される研修に職員を講師として派遣している。令和5事務年度は、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ラオスに職員を派遣し講義等を実施した。なお、ベトナム及びラオスについては、オンラインを併用し、現地の別会場に講義を配信した。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的にアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しており、令和5事務年度においては、フィリピン、ベトナム、ラオスで職員が活動した。

(2) 国内における研修の実施（受入型）

イ 国際税務行政セミナー（ISTAX）

複数の開発途上国の税務職員を対象として、日本の税制・税務行政全般について講義等を行う研修であり、中堅職員向けの一般と、幹部職員向けの上級がある。令和5事務年度においては、一般、上級それぞれ8か国から8名が参加した。

ロ 国別税務行政研修

1か国の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、その国からの要望に沿ったテーマで講義等を行っている。令和5事務年度においては、エジプト、タンザニア、フィリピン、ベトナムに対して対面で講義等を実施した。

ハ 国際課税研修

複数の開発途上国の税務職員を対象とした研修で、「国際課税」に関する講義等を行っている。令和5事務年度においては、8か国（インドネシア、ウズベキスタン、スリランカ、フィジー、フィリピン、ベトナム、マレーシア、モンゴル）から8名が参加した。

ニ 国税庁実務研修

世界銀行等の奨学金制度を利用し、我が国の大学院（修士課程）に留学している開発途上国の税務職員等を対象とした研修であり、各大学院の履修単位の一つを構成している。本研修では、日本の税制・税務行政全般に関する講義等を行っており、令和5事務年度中に行われた研修には、留学生17名が参加した。

(3) OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー

国際的な租税・金融犯罪に各国が協力して対処するため、OECDが中心となり、租税犯罪捜査官等を対象に、租税犯罪などに対する捜査手法、各国間の国際協力などに関する講義等を行う研修である。

国税庁はOECDからの要請を受け、アジア太平洋地域の国々を主な対象とする「OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー」（以下「アカデミー」という。）を令和元年5月に税務大学校和光校舎で開講し、オンライン形式での開催を含め、令和6年6月までに16回開催した。

なお、令和元年6月に福岡で開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、OECDと国税庁との間で今後5年間にわたり定期的にアカデミーを実施する旨を定めた協力覚書を締結しており、令和6年6月に当該覚書を更新し、5年間継続することとなった。

第5章 広報

第1節 広報広聴事務

1 概要

広報広聴事務は、国民各層・納税者の方々（以下この章において「納税者等」という。）との双方向のコミュニケーションを通じて、申告納税制度の下、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを目的として行うものである。

このため、その実施に当たっては、納税者等に対して、租税の意義・役割及び国税庁の取組について広く理解を求め、申告・納税に関する法令解釈や税務手続等について、納税者の視点に立った分かりやすく丁寧な周知・広報を行うとともに、納税者等の意見や要望等を聴取し、事務の改善に努めた。

なお、各種広報広聴施策の実施に当たっては、その施策の具体的な目標及び主たる訴求対象を明確にし、費用対効果を十分に検証した上で、効果的・効率的に実施した。

2 納税意識の向上に関する事務

(1) 納税意識の向上に向けた税の啓発活動

納税意識の向上に向けた税の啓発活動として、租税の意義・役割や適正かつ公平な課税及び徴収の実現に向けた国税庁の取組について、納税者等に理解を深めてもらえるよう、年を通じて次の広報広聴施策を実施した。

イ 国税庁が実施した広報広聴施策

- ・ 国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）による情報提供（国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」の配信等）
- ・ YouTube「国税庁動画チャンネル」や X(旧 Twitter)「@NTA_Japan」を活用した情報提供

ロ 各国税局・沖縄国税事務所及び税務署が実施した広報広聴施策

- ・ 講演会、説明会等
- ・ 地元マスメディアを通じた広報

(2) 税を考える週間

税の啓発活動としての広報広聴施策は、年を通じて行う(1)の施策のほか、短期間に活動を集約することで、職員の広報意識の醸成や関係民間団体等との連携・協調を促進しつつ、広報施策の訴求効果も高めることができることから、11月11日から17日までを「税を考える週間」（以下この章において「週間」という。）として、集中した広報広聴施策を実施した。

なお、令和5事務年度の週間においては、テーマを「これからの社会に向かって」とし、次のとおり、様々な機会を通じて情報を発信したほか、広く納税者等から国税庁の広報施策

に対する要望等を聴取した。

イ 国税庁が実施した広報広聴施策

- ・ 国税庁ホームページに掲載している国税庁の取組等について情報提供を行うページ（以下「取組紹介ページ」という。）の公開
- ・ 取組紹介ページへの誘引を目的としたインターネット広告
- ・ X(旧Twitter)「@NTA_Japan」による集中的な情報提供

ロ 各国税局・沖縄国税事務所及び税務署が実施した広報広聴施策

- ・ 講演会等の集中的な実施
- ・ 地元マスメディアに対し週間の行事等に関する情報を積極的に提供
- ・ 地方公共団体や関係民間団体等との連携・協調による週間の行事等の実施
- ・ 国税モニター等との意見交換会（紙上座談会を含む。）の開催

(3) 租税教育

次代を担う児童・生徒等に対する租税教育を充実するため、総務省、文部科学省及び国税庁を構成員とする租税教育推進関係省庁等協議会のほか、国税当局、地方公共団体、教育関係機関、関係民間団体等を構成員とする租税教育推進協議会（以下「租推協」という。）を設置し、租税教育の推進のための環境整備を図っている。

なお、令和6年3月末現在の租推協設置数は、都道府県単位で47会、市区町村等单位で714会となっている。

令和5事務年度は、租推協を中心として、①租税教室の開催、②租税教育用副教材の作成・配付、③高校生の税の作文募集、④教育関係者等を対象とした研修会の開催等を行った。

イ 租税教室の開催

教育関係機関との連携により、児童・生徒等を対象として、税務署や関係民間団体等からの講師派遣による租税教室を、令和5年度は、全国の小・中・高等学校等1万9,985校で実施した。

ロ 租税教育用教材等の作成・配付

都道府県単位の租推協では、小学生及び中学生を対象とした租税教育用副教材を作成し配付した。

また、国税庁ホームページの「税の学習コーナー」において、税の仕組みなどを分かりやすく解説した情報、租税教育用のビデオやゲーム、租税教育を分かりやすく実施するための教材や講師用のマニュアル等を掲載している。

ハ 高校生の税の作文募集

税に対する関心を一層深めてもらうことを目的として、昭和37年度から、全国の高校生から税に関する作文の募集を行っており、令和5年度は、1,506校から17万4,008編の応募があった。そのうち優秀作品を選考し、国税庁長官賞等として表彰した。

ニ 教育関係者等を対象とした研修会等の開催

教育関係者等の租税や税務行政等に関する理解を深め、授業に役立ててもらうことを目

的として研修会などを開催しており、令和5年度は1万9,347人の参加があった。

3 税に関する知識の普及と向上に関する事務

(1) 確定申告期広報

令和5年分の確定申告期においては、幅広い層に働きかけができるよう各種広報媒体を組み合わせた広報（メディアミックス）を実施することにより、国税庁ホームページ内のコンテンツ「確定申告書等作成コーナー」及び国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用拡大を図った。また、マイナンバーカードを利用した自宅等からのe-Taxによる申告について、積極的な広報を行った。

これらの周知・広報に当たっては、国税庁ホームページのほか、報道発表、テレビCM、ラジオCM、新聞広告、インターネット広告、X(旧Twitter)、メールマガジンなど、様々な手段を活用して実施した。

(2) 各種媒体を活用した広報

イ ホームページによる情報提供

国税庁ホームページ（平成10年11月開設）では、身近な税の情報や業務内容、統計資料、報道発表資料のほか、法令解釈通達等の情報を提供している。

国税庁ホームページの運用に当たっては、利用者の視点に立ち、高齢者や障害者を含め、誰もが容易にアクセスできるよう、利便性に配慮したホームページ作成に努めている。

なお、令和5年度のアクセス数は、4億401万件となっている。

ロ インターネット番組「Web-TAX-TV」

Web-TAX-TV（平成17年8月開設）では、国税庁の取組や仕事をドラマ仕立てで紹介する取組紹介番組、税の取扱いや手続を紹介する税務手続番組などを配信している。

令和5事務年度は、新たに12番組を制作しており、令和6年6月末現在における配信番組数は、71本となっている。

ハ 国税庁動画チャンネル

YouTube「国税庁動画チャンネル」（平成21年度開設）では、Web-TAX-TVで配信している番組のほか、租税教育アニメビデオ、週間や確定申告期に各国税局・沖縄国税事務所及び税務署が実施した著名人によるパブリシティの模様など、令和6年6月末現在において、472本の動画を配信している。

ニ SNS等の活用

国税庁ホームページのトップページにX(旧Twitter)国税庁公式アカウント(@NTA_Japan)のリンクを設置し、税に関する情報等をタイムリーに配信している。

なお、令和6年6月末現在のフォロワー数は、17万人となっている。

ホ 税の広報資料等の作成、配布

税法、記帳、税額の計算方法などの税に関する情報のうち身近なものを、分かりやすい表現で広く納税者等に提供し、自主的に正しい申告と納税を行えるよう、「暮らしの税情報

(パンフレット、リーフレット)」を作成し、配布した。

また、納税者等に対する行政の説明責任を果たすため、国税庁が抱えている課題と取組・その実績について、写真や図、計数やグラフを用いて、分かりやすく「国税庁レポート2024」（日本語版・英語版）に取りまとめて発行するとともに、国税庁ホームページに掲載した。

(3) 説明会、講演会等の開催

税務署等において、各種の説明会や講演会を開催して税知識の普及や納税意識の向上を図った。

4 広聴に関する事務

(1) 納税者等からの意見・要望等への対応

納税者利便の向上や事務運営の改善を図るため、国税当局の窓口やホームページ等に寄せられた納税者等からの意見・要望等について、関係部署で検討し、事務運営の改善等に反映したものについては、その内容を国税庁ホームページにおいて公表した。

(2) 国税モニターの運営

国税モニター制度は、国税に関する納税者等の意見・要望等について、国税モニターを通じて収集し、事務運営の改善に役立てるなど、納税者利便の向上に資するとともに、国税に関する情報・資料等を提供することにより、税務行政に対する納税者等の理解の向上を図ることを目的としている。

令和5年度は、全国71税務署で348人に委嘱し、税に関する情報を提供するとともに、税務行政に対する意見の提出、アンケートへの回答、各国税局・沖縄国税事務所及び税務署主催行事への参加等を要請した。

5 報道に関する事務

国税庁において、令和5事務年度に租税滞納状況など27件の報道発表を行ったほか、107件の資料提供を実施した。

また、各国税局・沖縄国税事務所においても、それぞれ都道府県単位で路線価の公表などの報道発表等を行った。

6 その他

国税庁では、情報公開窓口に関連窓口を併設し、閲覧文書目録を備え付けるなど、国税庁本庁における行政文書等の閲覧サービスを提供している。

第2節 刊行物等

国税庁では、納税意識の向上、税務に関する知識の普及や向上を図るために各種のパンフレッ

ト、リーフレット等の作成、監修等を行い納税者等に提供している。

また、毎年実施している民間給与実態統計調査や会社標本調査、申告所得税標本調査などの結果を国税庁ホームページ等において公表している。

なお、令和5事務年度に発行した各種の刊行物等は、次のとおりである。

〔長官官房総務課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
第72回事務年報 令和4年度 (212P)	令和6.1	ホームページに公表	令和4事務年度における国税庁の事務運営の概要を収録し、主に今後における税務行政の改善に資するために作成したもの

〔長官官房企画課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
民間給与実態統計調査 令和4年分 (286P)	令和5.9	ホームページに公表	令和4年分の民間企業の給与等の実態を明らかにしたもの
会社標本調査 令和4年度分 (187P)	令和6.6	ホームページに公表	令和4年度において、稼働中の内国普通法人について、資本金階級別、業種別に課税の実態を明らかにしたもの
申告所得税標本調査 令和4年分 (92P)	令和6.2	ホームページに公表	令和4年分の申告所得税について、所得者区分、種類別、階級別等に申告所得税納税者の実態を明らかにしたもの
National Tax Agency Report 2023 (67P)	令和5.9	ホームページに公表	国税庁の取組について、英語で納税者に分かりやすく説明したもの

〔長官官房広報聴室〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
暮らしの税情報（リーフレット）			
①所得税のしくみ/②記帳や帳簿等保存・青色申告 (A4 2P)	令和5.7	10万部	所得税の仕組みや記帳制度などについて説明したもの
③消費税のしくみ (A4 4P)	令和5.7	9万部	消費税の仕組みについて説明したもの
④給与所得者と税 (A4 2P)	令和5.7	11万部	給与所得者の確定申告などについて説明したもの
⑤家族と税 (A4 2P)	令和5.7	11万部	配偶者にパート収入がある場合などについて説明したもの
⑥退職金と税/⑦高齢者と税(年金と税) (A4 2P)	令和5.7	11万部	退職金の支払を受けた場合や高齢者に対する税制面での特例などについて説明したもの
⑧障害者と税 (A4 2P)	令和5.7	7万部	障害者に対する税制面での特例などについて説明したもの
⑨医療費を支払ったとき (A4 2P)	令和5.7	14万部	多額の医療費を支払った場合の税金の取扱いについて説明したもの

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
⑩保険と税 (A4 2P)	令和5.7	11万部	生命保険料、地震保険料を支払った場合や保険金を受け取った場合の取扱いについて説明したもの
⑪寄附金を支出したとき (A4 2P)	令和5.7	7万部	寄附金を支払った場合における税金の取扱いについて説明したもの
⑫災害等にあったとき (A4 4P)	令和5.7	12万部	住宅や家財などに損害を受けた場合の所得税の軽減について説明したもの
⑬株式・配当・利子と税 (A4 2P)	令和5.7	12万部	株を売却した場合の税や利子、配当の課税関係について説明したもの
⑭マイホームを持ったとき (A4 4P)	令和5.7	18万部	住宅ローン等で住宅を新築、購入などした場合の取扱いについて説明したもの
⑮マイホームを増改築等したとき (A4 2P)	令和5.7	14万部	住宅を増改築等した場合の取扱いについて説明したもの
⑯土地や建物を売ったとき (A4 2P)	令和5.7	20万部	土地や住宅を売却した場合の取扱いについて説明したもの
⑰財産をもらったとき (A4 4P)	令和5.7	21万部	贈与税について説明したもの
⑱財産を相続したとき (A4 2P)	令和5.7	22万部	相続税について説明したもの
⑲申告と納税 (A4 2P)	令和5.7	8万部	申告・納付期限や税金の納付と還付について説明したもの
⑳確定申告書等作成コーナー/e-Tax (国税電子申告・納税システム) (A4 2P)	令和5.7	8万部	確定申告書等作成コーナーや国税電子申告・納税システム (e-Tax) について説明したもの
㉑税に関する相談をするには/行政文書・個人情報の開示を請求するには/㉒税務署長の処分不服があるとき (A4 2P)	令和5.7	5万部	税務相談、情報公開、再調査の請求及び審査請求について説明したもの
㉓個人で事業を始めたとき/法人を設立したとき/㉔公売に参加するには (A4 2P)	令和5.7	7万部	個人で事業を始めたときや法人を設立したときに必要な届出及び公売の手続について説明したもの
暮らしの税情報 (パンフレット) (A4 52P)	令和5.7	33万部	暮らしの税情報 (リーフレット) をまとめたもの
私たちの税金 (点字本 B5 160P)	令和5.8	1,374部	目の不自由な方のために税に関する参考資料として、税の種類や仕組みなどについて分かりやすく説明したもの
私たちの税金 (墨字本 A4 76P)	令和5.8	1,374部	点字本の内容を墨字にしたもの
私たちの税金 (DAISY図書 CD 2時間20分23秒)	令和5.8	633枚	目の不自由な方や点字が読めない方のために、点字本の内容を音声にしたもの
国税庁レポート2024 (A4 69P)	令和6.6	3,000部	国税庁の取組について分かりやすく説明したもの

〔課税部課税総括課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
令和５年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引（A4 40P）	令和５．９	67万部	法定調書のうち、多くの方が提出をしなければならない６種類の法定調書の作成や提出方法についてまとめたもの

〔課税部個人課税課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
令和５年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き（A4 48P）	令和５．10	674万部	所得税の確定申告について、一般的な事項を説明したもの
令和５年分 収支内訳書の書き方・青色申告決算書の書き方（一般用・農業所得用・不動産所得用）（A4 8P）	令和５．10	515万部	収支内訳書又は青色申告決算書の書き方について、一般的な事項を説明したもの
医療費控除を受けられる方へ（A3 2P）	令和５．11	263万部	医療費控除の適用を受ける場合の一般的な留意点について説明したもの
青色申告者のための貸借対照表作成の手引き（A4 32P）	令和５．10	10万部	青色申告者が、青色申告特別控除の適用を受けるために必要な貸借対照表の作成方法を説明したもの
白色申告者の決算の手引き（一般用）（農業所得用）（A4 36P）	令和５．10	16万部	記帳制度による帳簿に基づいて、「収支内訳書」を作成するための決算の仕方について説明したもの
帳簿の記帳のしかた（事業所得者用等）（A4 32P）	令和６．４	31万部	事業所得、農業所得及び不動産所得のある方のための帳簿の記帳の仕方を説明したもの

〔課税部資産課税課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
相続税の申告のしかた（令和５年分用）（A4 128P）	令和５．７	18万部	相続税の申告に当たってその計算方法、留意事項等を説明したもの
令和５年分 贈与税の申告のしかた（A4 48P）	令和５．12	18万部	贈与税の申告に当たってその計算方法、留意事項等を説明したもの
令和６年１月から開始！ 新NISAのあらまし（令和５年11月）（A4 4P）	令和５．11	14万部	令和６年１月から開始する新NISAのあらましを周知するもの
令和５年分 譲渡所得の申告のしかた（A4 44P）	令和５．12	35万部	所得税（譲渡所得）の確定申告書等の作成に当たってその計算方法、記載要領等を説明したもの
令和５年分 山林所得の申告のしかた（A4 24P）	令和５．12	１万部	所得税（山林所得）の確定申告書等の作成に当たってその計算方法、記載要領等を説明したもの

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
令和５年分 株式等の譲渡所得等の申告のしかた（A4 64P）	令和５.12	33 万部	所得税（株式等に係る譲渡所得等）の確定申告書等の作成に当たってその計算方法、記載要領等を説明したもの

〔課税部法人課税課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
令和５年版 法人税のあらましと申告の手引（131P）	令和５.10	ホームページに公表	法人税・地方法人税に関する基本的事項を「法人税のあらましと申告の手引」に、法人税・地方法人税申告書の別表を作成する際の留意事項を「申告書作成上の留意点」に、中小企業者の判定方法を「中小企業者の判定等フロー」にそれぞれまとめたもの
令和６年度 法人税関係法令の改正の概要（59P）	令和６.５	ホームページに公表	法人税に関する税制改正事項を解説したもので、改正税法説明会の教材等として使用するもの
適用額明細書の記載の手引（95P）	令和６.６	ホームページに公表	適用額明細書の作成に当たってその記載要領等を説明したもの
令和５年分 年末調整のしかた（A4 64P）	令和５.９	103万部	年末調整に関して、税制改正事項、注意点及び具体的な計算方法等を説明したもの
令和５年分 年末調整についてのお知らせ（A4 4P）	令和５.９	573万部	国税庁ホームページの年末調整に関する特設ページ等を案内したもの
令和６年分 源泉徴収税額表（A4 32P）	令和５.９	109万部	給与等に係る源泉徴収税額の表を掲載するとともにその税額の求め方等を説明したもの
令和６年版 源泉徴収のしかた（A4 36P）	令和５.12	23万部	源泉徴収に関する概要を説明したもの
令和６年版 源泉徴収のあらまし（A5 375）	令和５.12	11万部	源泉徴収に関する詳細を説明したもの
令和６年版 宗教法人の税務（A4 28P）	令和６.１	１万部	宗教法人が支払う給与等に係る源泉所得税、宗教法人が行う収益事業に対する法人税及び宗教法人が行う資産の譲渡等に対する消費税の課税等について説明したもの
令和６年４月 源泉所得税の改正のあらまし（A4 4P）	令和６.５	107万部	源泉所得税に関する税制改正事項を説明したもの

〔課税部酒税課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
酒のしおり（A4 150P）	令和６.６	2,850部	酒税及び酒類産業行政に対する一般的な認識を高めるため酒税等に関する基本的な資料を収録したもの

〔課税部消費税室〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
令和５年分 消費税及び地方消費税の確定申告の手引き 個人事業者用（一般用）（簡易課税用） （A4 48P・48P）	令和５.11	60万部	個人事業者の消費税の確定申告に当たってその計算方法、留意事項等を説明したもの
2023 Consumption and Local Consumption Taxes Final Return Guide (General Form) (Simplified Tax Form) (For sole proprietors) （A4 48P・48P）	令和５.12	3万部	「令和５年分消費税及び地方消費税の確定申告の手引き 個人事業者用（一般用）（簡易課税用）」の英語翻訳版
消費税の届出書について（17P）	令和６.１	ホームページに公表	消費税に関する主な届出書等の内容や提出時期、提出に当たっての注意点等を説明したもの
消費税のあらまし（A4 88P）	令和６.６	33万部	消費税に関する基本的な仕組みや届出書等について説明したもの
国・地方公共団体や公共・公益法人等と消費税（A4 72P）	令和６.６	3万部	国・地方公共団体の特別会計等に係る消費税の基本的な仕組みと手続について説明したもの
契約書や領収書と印紙税 （A4 4P）	令和６.６	14万部	印紙税が課税される文書やその税額などの基本的な事項をまとめたもの
印紙税の手引（A4 40P）	令和６.６	9万部	印紙税の基本的な仕組みや課税される文書の範囲等について分かりやすくまとめたもので、説明会の教材等として使用するもの

〔課税部軽減税率・インボイス制度対応室〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
適格請求書等保存方式の概要 －インボイス制度の理解のために－ （A4 28P）	令和５.７	213万部	インボイス制度について、概要を解説したもの
インボイス制度において事業者が注意すべき事例集（8P） （令和５年10月改訂）	令和５.７ 令和５.10	ホームページに公表	インボイス発行事業者の登録及び取消しに関する手続や２割特例の適用について注意すべき事例を解説したもの
インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項（3P）	令和５.８	ホームページに公表	インボイス制度の開始に向けての留意点について解説したもの
インボイス制度において特にご留意いただきたい事項（A4 2P） （令和５年10月改訂）	令和５.８ 令和５.10	ホームページに公表 10万部	インボイス制度における売手と買手の対応について解説したもの
消費税及び地方消費税の確定申告の手引き（２割特例用） （A4 8P）	令和５.９	158万部	２割特例を適用した場合の消費税の確定申告に当たって、計算方法、留意事項等を説明したもの

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
インボイス制度に関するお知らせ (令和5年10月)(A4 2P) (令和6年4月改訂)	令和5.10 令和6.4	420万部 68万部	インボイス発行事業者の登録を受けた事業者は消費税の確定申告が必要なこと等を周知したもの
消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A(令和5年10月改訂)(186P) (令和6年4月改訂)(218P)	令和5.10 令和6.4	ホームページに公表	インボイス制度に関する制度概要や個別事例についてQ&A方式で説明したもの
消費税の軽減税率制度に関するQ&A(制度概要編) (令和5年10月改訂)(33P) (令和6年4月改訂)	令和5.10 令和6.4	ホームページに公表	軽減税率制度に関する制度概要をQ&A方式で説明したもの
消費税の軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編) (令和5年10月改訂)(107P) (令和6年4月改訂)	令和5.10 令和6.4	ホームページに公表	軽減税率制度に関する個別事例をQ&A方式で説明したもの
お問合せの多いご質問 (毎月改訂版) (令和5年10月～令和6年3月版)(40P)	令和5.11 ～ 令和6.6 令和6.4	ホームページに公表	インボイス制度に関し、特にお問合せの多い事項について更新し、周知したもの
インボイス制度開始後において特にご留意いただきたい事項(3P)	令和5.11	ホームページに公表	インボイス制度開始後の留意点について解説したもの
(官公庁と取引がある事業者の方へ)官公庁のインボイス対応(2P)	令和6.2	ホームページに公表	官公庁が民間事業者と取引を行う場合のインボイス対応について解説したもの
インボイス記載事項チェックシート(2P) (令和6年3月改訂)	令和6.2 令和6.3	ホームページに公表	インボイスに記載すべき事項をチェックシート形式で解説したもの
マンガでわかるインボイス記載事項(2P) (令和6年3月改訂)	令和6.2 令和6.3	ホームページに公表	インボイスに記載すべき事項をマンガ形式で解説したもの
インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート (令和6年4月改訂)(4P)	令和6.4	ホームページに公表	インボイス発行事業者の登録要否の検討材料や、事前準備などの基本的な項目について解説したもの
免税事業者のみなさまへ 令和5年10月1日からインボイス制度が始まりました！ (令和6年4月改訂)(4P)	令和6.4	ホームページに公表	インボイス発行事業者の登録検討のポイントについて解説したもの
適格請求書発行事業者の皆様へ (A4 2P)	令和6.4	51万部	インボイス発行事業者の登録を受けた後に消費税の申告が必要となる旨などを案内するもの
インボイス発行事業者の登録を取り消す場合などに提出すべき書類(1P)	令和6.5	ホームページに公表	インボイス発行事業者の登録を取り消す場合の提出書類について解説したもの

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
JAPAN INVOICE SYSTEM INSTRUCTIONS Oct. 1. 2023～ (4P)	令和 6 . 6	ホームページに公表	インボイス制度の概要を英語により解説したもの

〔徴収部管理運営課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
相続税・贈与税の延納の手引 (A4 66P)	令和 6 . 1	3,400部	相続税・贈与税を延納するに当たっての要件及び手続の概要等について説明したもの
相続税の物納の手引（手続編） （整備編）（A4 68P・74P）	令和 6 . 1	各3,000部	相続税を物納するに当たっての要件及び手続の概要等について説明したもの

〔国税不服審判所〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
審判所ってどんなところ？～国税不服審判所の扱う審査請求のあらまし～（A4 9P）	令和 5 . 8	3,150部	国税不服審判所の概要、不服申立制度及び審査請求手続等について説明したもの
審査請求よくある質問－Q & A－ （A4 35P）	令和 5 . 8	2,850部	審査請求手続についてQ & A方式で説明したもの
国税不服審判所における審査請求手続（一般的な審理の流れ）（A3 2P）	令和 5 . 8	2,850部	審査請求書の提出から裁決書謄本の送付までの一般的な審理の流れを図等にまとめたもの

第6章 税務相談等及び苦情

第1節 税務相談等

1 概要

税務相談は、納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、税に関する情報を提供したり、税務一般に関する質問に答えるもので、納税者サービスの一環として行われている。

この税務相談について適切かつ効率的に対応するため、各国税局・沖縄国税事務所に設置した電話相談センターに税務相談官を配置して、税務署に寄せられるものを含め、税に関する電話相談に対し集中的に対応しているほか、電話での相談が困難な聴覚障害者の方などからの相談に対応するため、メール相談窓口を設けている。なお、東京、名古屋及び大阪国税局の電話相談センターでは、外国人のための英語による電話相談窓口を設けている。

また、国税庁ホームページでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載した「タックスアンサー」を設置して情報提供を行うとともに、チャットボットを導入し、所得税の確定申告、年末調整、インボイス制度及び消費税の確定申告に関する税務相談に対応している。

2 税務相談等の状況

(1) 税務相談

令和5年度に電話相談センターで受理した税務相談件数は538万件で、対前年度比110.0%となっている。

税務相談件数及び構成割合を税目別にみると、所得税関係238万件（44.2%）、資産税関係100万件（18.6%）、法人税関係22万件（4.2%）、消費税関係54万件（10.1%）となっている。

(2) タックスアンサー

令和5年度のタックスアンサーの利用件数は8,910万件であり、対前年度比110.3%となっている。

(3) チャットボット

令和5年度にチャットボットにおいて対応した質問件数は1,102万件となっている。

質問件数を種類別にみると、所得税の確定申告949万件、年末調整63万件、インボイス制度57万件、消費税の確定申告33万件となっている。

表16 チャットボットへの質問件数

	所得税の 確定申告	年末調整	インボイス 制度	消費税の 確定申告	計
質 問 件 数	万件 949	万件 63	万件 57	万件 33	万件 1,102

(注) 1 令和5年4月から令和6年3月までの実績である。

2 令和6年2月1日から「消費税の確定申告」と「インボイス制度」を統合したため、「消費税の確定申告」の件数は、令和6年2月1日以降の「インボイス制度」を含んだ件数である。

第2節 苦情

税務行政に対する納税者の理解と信頼を確保するためには、納税者から寄せられた苦情及び困りごとに対して適切に対応することが不可欠であるとの認識の下、納税者の視点に立って、迅速かつ的確な対応に努めている。

寄せられた苦情については関係部署と協議し、納税者サービスの向上等につなげている。

また、申出がなされた日から原則として3日以内に処理するよう努めており、令和5年度における苦情の3日以内の処理件数割合は89.7%となっている。

なお、平成13年7月に納税者支援調整官が設置され、令和5年7月現在では、各国税局・沖縄国税事務所のほか、税務署（43署）に派遣配置されており、税務一般に関する納税者からの苦情等について、当該納税者が適正かつ円滑に納税義務を履行するために必要な助言及び教示並びに調整に関する事務を行っている。

第7章 情報公開・個人情報保護

第1節 情報公開

1 概要

行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的として、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下「情報公開法」という。）が、平成13年4月から施行された。

情報公開法に基づき、何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示請求をすることができ、行政機関の長は、開示請求があったときは、個人に関する情報や事務の適正な遂行に支障を及ぼすような情報などの不開示情報が含まれている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならないとされている。

2 施行状況

(1) 開示請求の受付状況

令和5年度における国税庁の開示請求件数は、3,982件であり、前年度に比べ、592件（12.9%）減少している。

表17 行政文書の開示請求件数

	令和4年度	令和5年度	対前年比
	件	件	%
国税庁	4,574	3,982	87.1
全省庁	194,817	205,403	105.4

(2) 開示決定等の内訳

令和5年度における国税庁の開示決定等件数は、4,043件であり、そのうち、全部開示と部分開示を合わせた件数の割合は96.7%となっている。

表18

行政文書の開示決定等の内訳

	令和4年度				令和5年度			
	開示決定等件数				開示決定等件数			
		全部開示	部分開示	不開示		全部開示	部分開示	不開示
国税庁	件 4,535	件 625 (13.8%)	件 3,791 (83.6%)	件 119 (2.6%)	件 4,043	件 509 (12.6%)	件 3,401 (84.1%)	件 133 (3.3%)
全省庁	185,673	29,766 (16.0%)	152,497 (82.1%)	3,410 (1.8%)	192,437	26,956 (14.0%)	161,561 (84.0%)	3,920 (2.0%)

(注) 構成割合については小数点以下第二位を四捨五入している関係上、合計値と一致しないことがある。

第2節 個人情報保護

1 概要

(1) 個人情報の保護

デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国の責務等を明らかにし、行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、改正前の「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の3法を統合した「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）について、行政機関等に係る規定が令和4年4月から、地方公共団体等に係る規定が令和5年4月から施行された。

また、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、この章において「番号法」という。）が平成27年10月に施行されている。

個人情報保護法及び番号法は、行政機関等における個人情報並びに特定個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めており、国税庁としては、これらの法律の趣旨を踏まえ、納税者に関する情報の管理を徹底する必要がある。

(2) 開示請求等

個人情報保護法に基づき、何人も、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求をすることができ、行政機関の長等は、不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないとされており、開示請求に対して的確に対応する必要がある。

2 施行状況

(1) 開示請求の受付状況

令和5年度における国税庁の開示請求件数は、55,752件であり、前年度に比べ、14,675件(20.8%)減少している。

表19 保有個人情報の開示請求件数

	令和4年度	令和5年度	対前年比
国税庁	件 70,427	件 55,752	% 79.2
全省庁	122,527	※	※

(注) 表中の※については、令和6年12月31日現在未公表。

(2) 開示決定等の内訳

令和5年度における国税庁の開示決定等件数は、55,826件であり、そのうち、全部開示と部分開示を合わせた件数の割合は98.9%となっている。

表20 保有個人情報の開示決定等の内訳

	令和4年度				令和5年度			
	開示決定等件数				開示決定等件数			
		全部開示	部分開示	不開示		全部開示	部分開示	不開示
国税庁	件 72,981	件 36,319 (49.8%)	件 35,969 (49.3%)	件 693 (0.9%)	件 55,826	件 29,494 (52.8%)	件 25,713 (46.1%)	件 619 (1.1%)
全省庁	125,435	69,838 (55.7%)	51,729 (41.2%)	3,868 (3.1%)	※	※	※	※

(注) 1 表中の※については、令和6年12月31日現在未公表。

2 構成割合については小数点以下第二位を四捨五入している関係上、合計値と一致しないことがある。

第8章 事務監察及び実績評価

第1節 事務監察

事務監察は、国税庁全体の事務の現状を正確に把握して事務運営の在り方を総合的に検討し、税務行政の刷新改善に資することを目的として実施している。

1 全庁的監督

全庁的監督は、国税庁長官の命により、国税庁等の事務運営等のうち特定事項を対象として実施している。

令和5事務年度は、「職員研修の現状と今後の在り方」をテーマとして、環境変化への対応、研修方式の最適化等について事務監察を実施した。

2 局別監督

局別監督は、国税局長の要請により、国税局及び税務署の事務運営等のうち特定事項を対象として実施している。

令和5事務年度は、国税局独自の課題を踏まえ、次のテーマで実施した。

派遣室	テーマ名	派遣室	テーマ名
札幌	情報共有の現状と課題 ～職員間のコミュニケーションを中心として～	大阪	職場におけるコミュニケーションの現状と課題
仙台	(筆頭) 統括官等のマネジメントの現状と今後の在り方	広島	署総務課事務の現状と今後の在り方
関東信越	職場におけるコミュニケーションの在り方 ～局署間の意思疎通と署におけるコミュニケーション・情報共有を中心として～	高松	署総務課事務の現状と今後の在り方
東京	組織活性化に向けた運営体制と今後の在り方	福岡	署統括官のマネジメントの現状と今後の課題
金沢	署統括官の現状と課題	熊本	職場環境の現状と今後の在り方 ～組織理念の浸透に向けて～
名古屋	局署間の情報共有等の在り方	沖縄	小規模署における窓口対応の現状と課題

3 行政文書等の事務監察

行政文書等の事務監察は、国税庁の保有する行政文書等が、関係訓令等に定める規定に従って適切に管理され、取り扱われているかを確認するとともに、行政文書等の適正な管理及び取扱いの徹底を図ることを目的として実施している。

第2節 実績評価

1 概要

平成10年6月に成立した「中央省庁等改革基本法」の第16条第6項第2号において、主として政策の実施に関する機能を担う庁（以下「実施庁」という。）については、その業務の効率化を図る等の観点から、「府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること」とされている。

財務省の実施庁である国税庁の実績評価については、財務大臣が、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することとされている。

2 令和5事務年度国税庁実績評価実施計画

「令和5事務年度国税庁実績評価実施計画」（以下「実施計画」という。）については、令和5年6月に策定・公表した。

この実施計画では、国税庁の任務である「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」、「酒類業の健全な発達の促進」及び「税理士業務の適正な運営の確保」の3つを実績目標（大）として設定した。このうち「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」については、その範囲が広く、内容也多岐にわたることから、細目として、「税務行政の適正な執行」、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」、「納税者サービスの充実」、「適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済」及び「国際化への取組」という5つの実績目標（小）を設定した。

さらに、実績目標（小）のうち「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」及び「納税者サービスの充実」にはそれぞれ2つの業績目標、「適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済」には3つの業績目標を設定した。

また、これらの実績目標及び業績目標を達成するために47の施策を設定し、更に各施策の達成度を判定するために79の測定指標を設定した。

3 令和5事務年度国税庁実績評価書

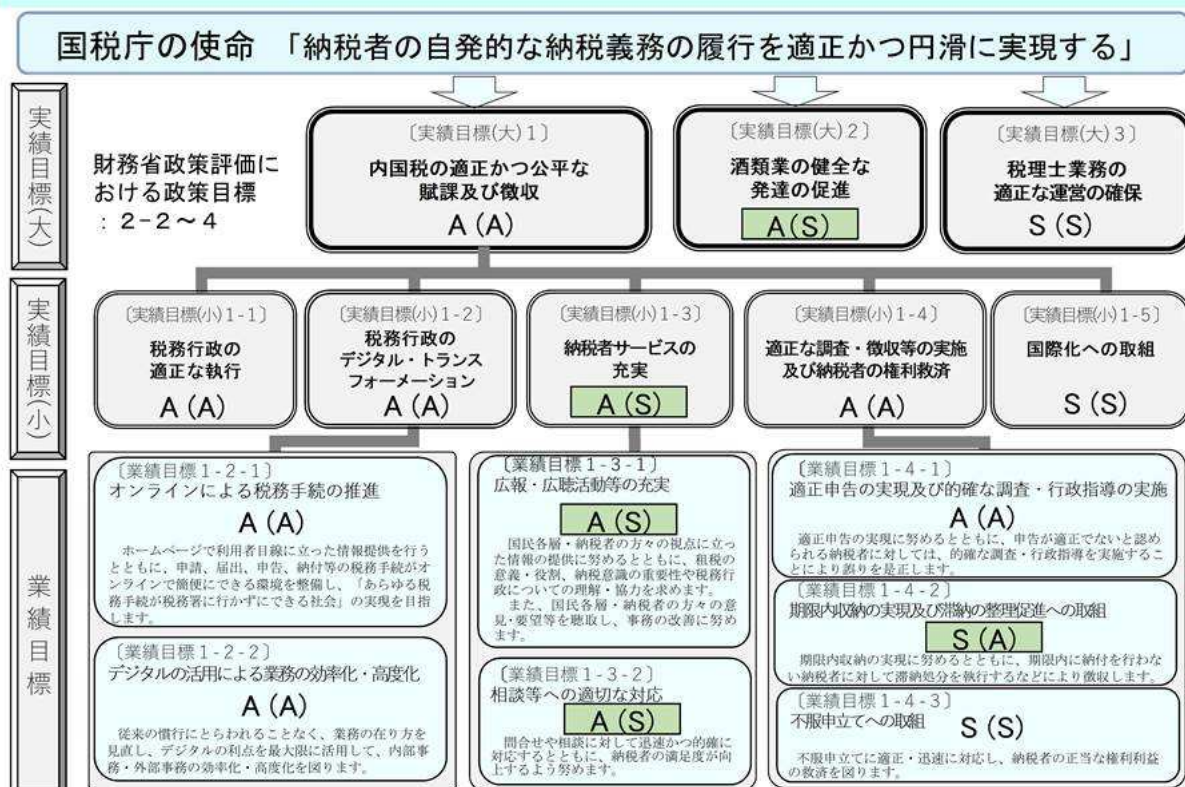
「令和5事務年度国税庁実績評価書」（以下「評価書」という。）については、令和6年10月に作成・公表した（各目標の評定は、下図の『国税庁の使命』と『実績目標等』の体系図（令和5事務年度）」参照）。

実績評価に当たっては、評価の客観性を高めるために、外部有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」（座長 吉野直行 慶應義塾大学名誉教授（令和6年10月現在））において様々な御意見をいただいた。

国税庁では、この評価結果を今後の事務運営に的確に反映し、効率的で質の高い税務行政を確実に実行していくこととしている。

（注）実施計画、評価書及び外部有識者の御意見を含む議事録は、財務省ホームページに掲載している。

「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図（令和5事務年度）



※ 各目標の符号は令和5事務年度の評定。()は令和4事務年度の評定。□は令和4事務年度と異なる評定となったもの。評定は、S+、S、A、B、Cの5段階。

第9章 税務協力体制

第1節 関係民間団体

関係民間団体は、各種説明会等をはじめとした様々な取組を通じて、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等を図るための啓発活動に取り組んでおり、税務行政の円滑な執行に寄与している。

国税庁としては、国税庁の使命である納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するために関係民間団体との連携・協調を図ることとしている。

1 日本税理士会連合会

(1) 設立の目的

日本税理士会連合会は、昭和32年2月に設立された税理士法上の特別法人であり、税理士及び税理士法人（以下この節において「税理士等」という。）の使命、職責に鑑み、税理士等の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員の指導、連絡及び監督並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的としている。

(2) 組織の状況

日本税理士会連合会は、原則として各国税局・沖縄国税事務所の管轄区域ごとに設立されている全国15の税理士会（東京国税局には三つの税理士会、名古屋国税局には二つの税理士会がある。）で組織されている。

各税理士会は、下部組織として税務署又は複数税務署の管轄区域ごとに支部を設置している。

令和6年3月31日現在における税理士登録者数は8万1,280人、税理士法人数は5,002社となっている。

(3) 令和5年度の主な活動状況

イ 令和4年の税理士法改正により、税理士法第2条の3が新設され、会則の絶対的記載事項に「第2条の業務において電磁的方法により行う事務に関する規定」が追加されたことを踏まえ、税理士会会員向け「デジタル相談室」を設置し、その円滑な運営に努めた。

ロ 電子申告制度の更なる普及・改善を図るための施策として、「電子申告に関する要望事項」を取りまとめ、国税庁及び地方税共同機構に提出した。また、令和6年2月に「税理士のための電子申告Q&A」を改訂し、全文をホームページに掲載するなど、電子申告の利用促進に努めた。

ハ 社会全体における税理士・税理士会の認知度及びイメージの向上を目的とし、税理士の使命と仕事（社会貢献を含む。）を紹介するとともに、税理士を目指す若者を増やすべく学生等へのPRを重点的に実施した。

- ニ 「令和6年度税制改正に関する建議書」を関係官庁に提出し、その結果、令和6年度税制改正において、法人版事業承継税制（特例措置）の特例承認計画の提出期限が2年延長されたほか、中小法人向け賃上げ促進税制について、繰越税額控除限度超過額の5年間の繰越しが可能となるなどの建議項目が実現した。
- ホ インボイス制度の導入に向けて、国税庁と連携して適時な制度周知に努めるとともに、税理士が関与先に対し、適格請求書発行事業者の登録申請手続に関する説明をしたこと及び登録申請の意思を確認したとことを証する確認書について所要の改訂を行った。

2 全国青色申告会総連合

(1) 設立の目的

全国青色申告会総連合は、全国の青色申告会の指導、連絡を図り、青色申告を基盤とした税務、経理及び経営の調査、研究並びに指導を行うとともに、青色申告者の公正な世論を結集して、その実現に務め、もって申告納税制度の確立と小規模企業の振興に寄与することを目的として設立された。

なお、全国青色申告会総連合は、昭和30年10月19日に任意団体として設立され、平成25年5月1日に一般社団法人となった。

(2) 組織の状況

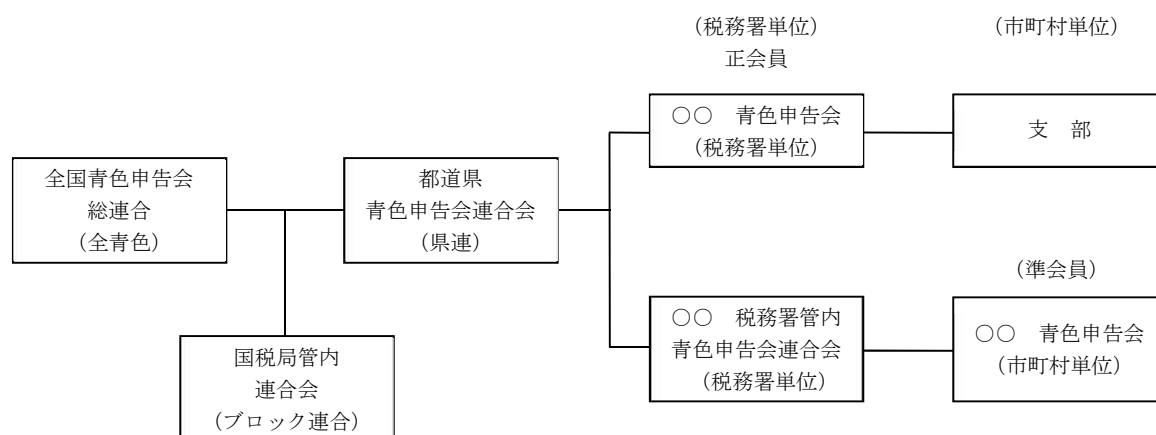
全国青色申告会総連合は、税務署単位の正会員、市町村単位の準会員の各青色申告会より構成されている。また会員は、都道府県ごとに、連合会（県連）を組織し、県連は、各国税局（大阪国税局を除く。）・沖縄国税事務所の管轄区域ごとに、連合会（ブロック連合会）を組織しており、加入単位会数は約1,700会、その会員数は約50万人である。

(3) 令和5年度の活動状況

全国青色申告会総連合は、機関誌「ブルーリターン」の発行などにより会員に対する情報提供等を行うほか、消費税の指導体制の充実を図るとともにパソコン用会計ソフトの活用による複式簿記の普及推進に努めた。一方、単位青色申告会は、記帳指導、各種説明会などの指導事業などを行った。

表21

全国青色申告会総連合の組織



(注) 単位会は1税務署1会を原則として各市町村に支部を置いているが、市町村別に単位会を組織して税務署管内連合会を結成しているところもある。

3 全国法人会総連合

(1) 設立の目的

全国法人会総連合は、国税庁、各国税局・沖縄国税事務所及び税務署と連絡協調のもとに、全国法人会総連合を中軸に、全法人会が税務知識の普及に努めるとともに、よき法人企業の団体としての活動を通じて、適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、これを通じて企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的として設立された。

なお、全国法人会総連合は、昭和50年1月25日に財団法人として設立が許可され、平成23年4月1日に公益財団法人に移行した。

これに伴い、全国法人会総連合は、我が国各地で活動する法人会と連携し、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって我が国における適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、我が国各地における企業活動の活性化と社会の健全な発展に貢献することを目的とすることとなった。

(2) 組織の状況

令和6年6月末日現在で全国法人会総連合に加入している都道府県単位の法人会連合会数は41会、各地区の単位法人会数は440会であり、加入法人数は約70万法人である。

なお、平成4年12月に、全ての都道府県連合会及び単位法人会の社団法人化を達成しているほか、平成26年4月までに全ての県連・単位会が公益社団法人又は一般社団法人へ移行した。

(3) 令和5年度の活動状況

全国法人会総連合は、税制改正に関する提言、税の啓発に資するテキスト等の作成や広報活動、租税教室や税に関する絵はがきコンクールなど税を中心とした公益活動を展開したほか、節電の啓発活動や食品ロス削減についての周知・広報などの社会貢献活動にも取り組ん

だ。さらに、ホームページや情報誌「ほうじん」を通じて、情報発信に努めたほか、新聞広告、ラジオCMやWEB広告等を通じた広報活動を実施した。

なお、平成26年4月から開始した「企業の税務コンプライアンス向上のための取組」においては、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成（令和5年6月改訂）し、会員以外にも広く一般に配布することで企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨している。この取組は、国税庁の使命である適正・公平な課税の実現につながるものであることから、平成27年4月以降、この取組を国税庁の後援事業とした。

全国法人会総連合では、全ての法人会が新たな公益法人等へ移行したことを契機に、平成27年3月に新たな理念を制定し、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として広く社会全体への貢献を目指すことを明確にしている。

4 酒類業組合等

(1) 設立の目的

酒類業組合等は、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（以下この4において「酒類業組合法」という。）に基づき設立された法人であり、酒税の保全に対する協力と酒類業界の安定を主な目的としている。

(2) 組織の状況

イ 酒造関係

令和6年3月31日現在における酒造関係の組合組織は、清酒業界にあつては単位組合（税務署及び道府県単位）74、連合会（都府県単位）7及び中央会（全国単位）1の組織となっており、蒸留酒業界、ビール業界及び洋酒業界にあつてはそれぞれ全国単位で1組合、果実酒業界にあつては山梨県及び山形県にそれぞれ県単位で1組合の組織となっている。

ロ 酒販関係

令和6年3月31日現在における酒販関係の組合組織は、卸売業界にあつては単位組合（都道府県及び複数府県単位）22及び中央会（全国（沖縄県を除く。）単位）1が連合組織となっており、沖縄県においては、単位組合（県単位）があり、単独の組織となっている。このほか、税務署単位の単位組合として1組合が単独の組織となっている。

また、小売業界にあつては単位組合（税務署及び都県単位）376、連合会（道府県単位）44及び中央会（全国（沖縄県を除く。）単位）1が連合組織となっており、沖縄県においては、単位組合（県単位）があり、単独の組織となっている。このほか、税務署単位の単位組合として4組合が単独の組織となっている。

(3) 令和5年度の活動状況

酒類業組合等は、酒類業組合法第42条（連合会及び中央会にあつては第82条）の規定に従い、国が組合員に対して行う通知の伝達、そのほか国の行う酒税の保全に関する措置に協力したほか、組合員の福利厚生に関する施設の運営、組合員の事業の経営合理化や技術の改善向上等を図るための教育、情報提供に関する施設の運営、組合員が販売する酒類の販売増進

のための広報宣伝等の事業を行った。

さらに、公正な競争を確保するため、不当景品類及び不当表示防止法に基づき、消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受けた酒類の景品類及び表示に関する公正競争規約の実施業務を行った。

このほか、日本酒造組合中央会は、「清酒製造業等の安定に関する特別措置法」に基づき、組合員等の金融機関に対する酒造資金等借入債務の保証、経営の改善、その他清酒製造業等の近代化を図るための事業を行った。

表22 酒類に関する公正競争規約等一覧表

○景品類の提供の制限に関する公正競争規約

団体の区分	事業の種類	名称	告示日等 (最終改正施行日)
日本酒造組合中央会	清酒製造業	清酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭49.10.16第29号 (平21.9.1)
日本酒造組合中央会	単式蒸留焼酎製造業	単式蒸留しょうちゅう製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭56.10.13第25号 (平21.9.1)
日本蒸留酒造組合	合成清酒及び連続式蒸留焼酎の製造業	合成清酒及び連続式蒸留しょうちゅうの製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭49.10.16第31号 (平22.8.4)
ビール酒造組合	ビール製造業	ビール製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54.12.18第55号 (平21.9.1)
日本洋酒酒造組合	洋酒製造業	洋酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54.12.19第57号 (平31.4.5)
日本ワイナリー協会	果実酒製造業	果実酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54.12.25第58号 (平31.4.5)
日本洋酒輸入協会	酒類輸入販売業	酒類輸入販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54.12.25第59号 (平21.9.1)

○表示に関する公正競争規約

団体の区分	事業の種類	名称	告示日等 (最終改正施行日)
全国小売酒販組合 中 央 会	酒 類 小 売 業	酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約	昭55. 4. 3第7号 (平23. 2. 10)
ビ ー ル 酒 造 組 合	ビ ー ル 製 造 業	ビールの表示に関する公正競争規約	昭54. 12. 25第60号 (令4. 4. 15)
日 本 洋 酒 酒 造 組 合	ウイスキー製造業	ウイスキーの表示に関する公正競争規約	昭55. 8. 7第22号 (平31. 4. 5)
日 本 洋 酒 輸 入 協 会	輸入ウイスキー 販 売 業	輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約	昭55. 8. 7第23号 (令元. 8. 9)
日 本 洋 酒 輸 入 協 会	輸入ビール販売業	輸入ビールの表示に関する公正競争規約	昭57. 3. 12第5号 (令元. 8. 9)
日 本 酒 造 組 合 中 央 会	泡 盛 製 造 業	泡盛の表示に関する公正競争規約	昭58. 11. 30第29号 (平31. 4. 1)
日 本 酒 造 組 合 中 央 会	単式蒸留焼酎製 造 業	単式蒸留焼酎の表示に関する公正競争規約	昭61. 6. 18第7号 (平31. 4. 1)

(注) 1 日本ワイナリー協会及び日本洋酒輸入協会は任意団体である。

2 この表は令和6年4月1日現在による。

5 全国間税会総連合会

(1) 設立の目的

間接税は、税目が多く種々の業種に関係するため、従来は、税目ごとに又は業種ごとに納税者団体が結成され、それぞれ独自の活動が行われていたが、昭和48年4月に、これらの団体の全国的組織として、全国消費税協力会総連合会が結成（その後昭和49年11月に全国間税協力会総連合会に改称）された。

その後、消費税の導入を契機として平成元年9月に全国間税会総連合会に改組し、引き続き申告納税制度の下における公平な税制の実現と適正な税務執行に寄与し、協力することを目的としている。

(2) 組織の状況

全国間税会総連合会は、各国税局・沖縄国税事務所ごとに組織された12の連合会で構成されている。連合会の傘下には、税務署単位を最小とする地域別、税目別（又は業種別）の単位会及びこれらの連合会が都道府県別等に組織されている。

全国間税会総連合会は、令和6年4月1日現在、その傘下に487団体、会員数にして約8万2千人社を擁している。

(3) 令和5年度の活動状況

全国間税会総連合会は、消費税等に関する啓発・広報、研究活動、会員に対する指導・相談のほか、税務当局に対する税制及び税の執行に関する意見の要望などを行うこととしている。

令和5年度は、平成26年度以降の最重点施策である①消費税完納運動の更なる推進、②消

費税の啓発活動の拡充等に積極的に取り組んだ。

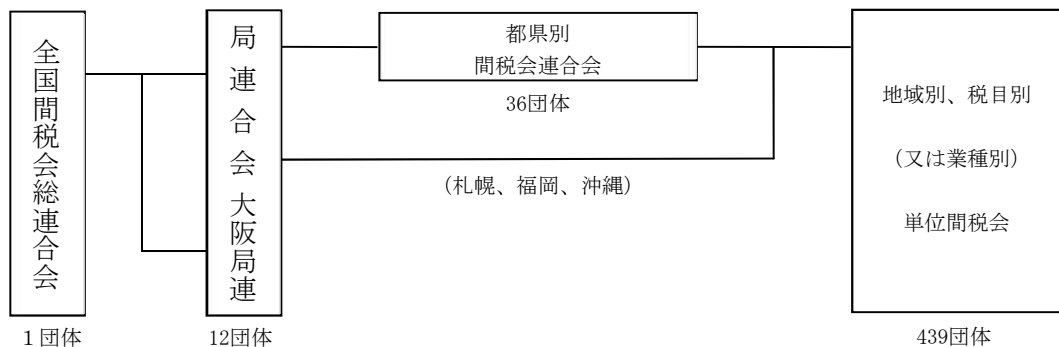
傘下各団体においても、それぞれの地域で、税法説明会、研修会等を開催するとともに、国税庁の「税を考える週間」の期間中、各種の行事等を行った。

また、傘下各団体を通じて、各国税局・沖縄国税事務所や税務署と税務執行に関する意見の交換などを行い、税務行政の適正かつ円滑な執行に寄与している。

表23

全国間税会総連合会の組織

令和6年4月1日現在



6 全国納税貯蓄組合連合会

(1) 設立の目的

全国納税貯蓄組合連合会は、納税貯蓄組合連合会の相互の連絡協調を図るとともに、これらの連合会の指導を通じて納税貯蓄組合の健全な発展に寄与することを目的として昭和33年10月7日に設立されたものである。

(2) 組織の状況

全国納税貯蓄組合連合会は、国税局単位及び都道府県単位の連合会をもって組織している。令和4年度末の納税貯蓄組合全体の状況は、次のとおりである（令和5年3月末調査）。

イ 納税貯蓄組合連合会

全国単位の連合会1、国税局単位の連合会12、都道府県単位の連合会41、税務署単位の連合会455、市町村単位の連合会115、合計624連合会となっている。

ロ 納税貯蓄組合

全国納税貯蓄組合連合会の傘下にある納税貯蓄組合の総数は約1万4千組合である。

(3) 令和5年度の活動状況

全国納税貯蓄組合連合会の活動状況は次のとおりであるが、傘下の連合会においては、「振替納税推進の街」及び「消費税完納推進の街」宣言に積極的に取り組む等、租税の期限内完納の推進を図るとともに、会報紙の発行などにより、税に対する理解者・協力者の拡大に努

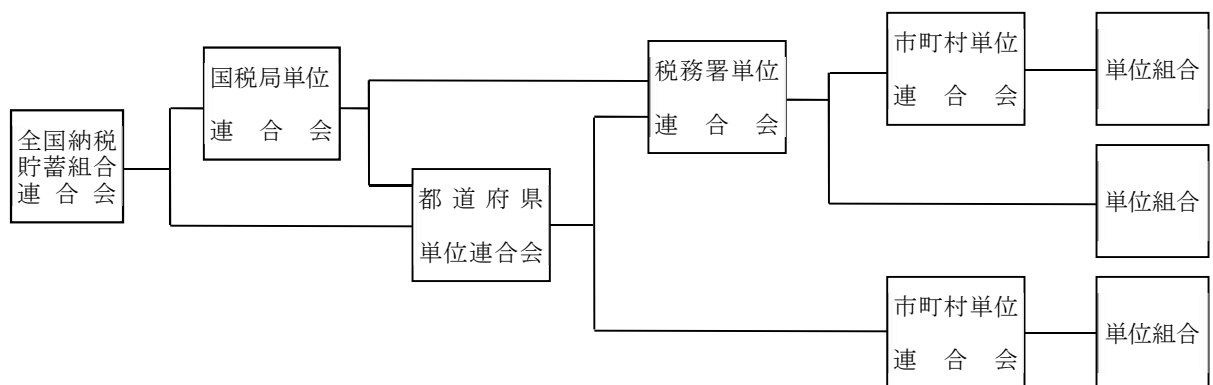
めるなど、納税道義の高揚に寄与している。

イ 文書による総会を1回、全国役員会を1回開催し、納税貯蓄組合の活動の活発化について協議するとともに、会員相互の連絡協調に努めた。

ロ 消費税をはじめとした各税の期限内納付の推進を図るとともにe-Taxの普及活動にも取り組んだ。

ハ 中学生の「税についての作文」を募集し（応募総数約45万編）、優秀作品の顕彰を行うとともに、上位入選作品をホームページに掲載した。

表24 全国納税貯蓄組合連合会の組織



7 納税協会連合会

(1) 設立の目的

納税協会連合会は、昭和21年に設立され、「大阪国税局及び管下税務署等との連携協調の下に、すべての納税協会が本会を中軸として、税知識の普及に努め、適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り、もって税務行政の円満な執行に寄与し、併せて、企業経営の健全な発展と明るい地域社会の発展に寄与する」ことを目的としている。

(2) 組織の状況

納税協会連合会の役員（常任副会長を除く。）及び評議員には、大阪国税局管内の各税務署の管轄区域ごとに組織されている83の納税協会の会長が就任している。

納税協会へは、個人・法人を問わず、全ての納税者が加入でき、個人部会、法人部会などの各部会だけでなく、その下に地域別、業種別の支部等を設置している。

なお、平成23年4月に、83全ての納税協会の公益社団法人化を達成し、平成24年4月には納税協会連合会の公益財団法人化を達成している。

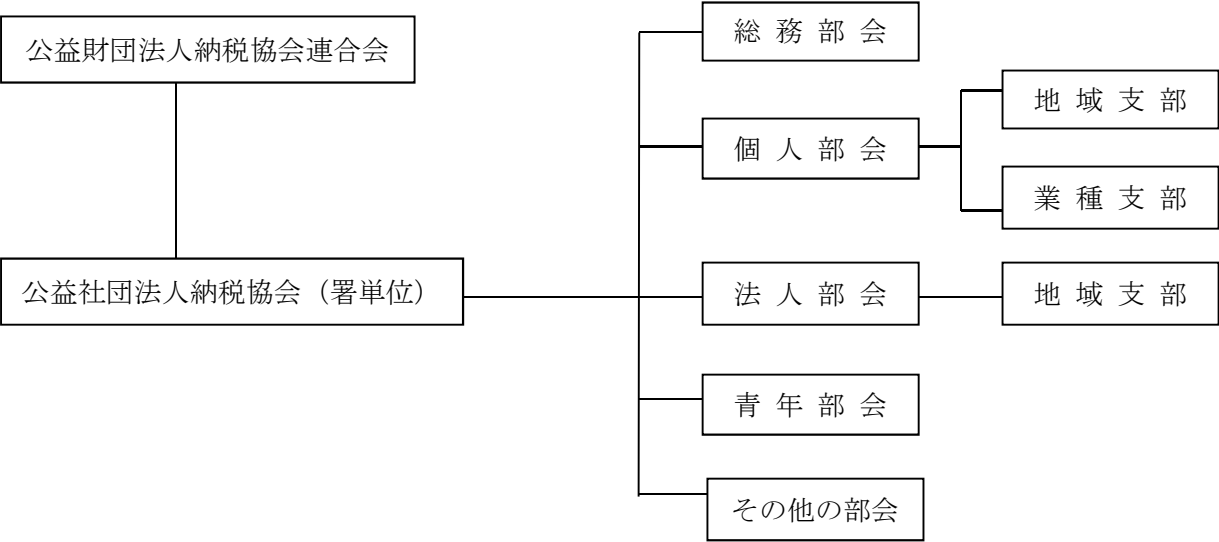
また、令和6年3月31日現在の会員数は約12.3万人社である。

(3) 令和5年度の活動状況

納税協会連合会は、各納税協会の事業活動の活性化と基盤強化を図るため、「税に関する広報・講習会」、「簿記教室」、「パソコン会計教室」及び「e-Tax 研修会」の開催を支援するとともに、機関誌「納税月報」の発行、税制改正に関する要望書の関係官庁への提出、中小企業の事務担当者を対象とした総務管理者養成講座の充実強化、インターネットによる納税協会のPRなどの事業活動を実施した。

また、租税教育の一環として、「税を考える週間」に合わせてキッザニア甲子園に租税教育パビリオンを出展したほか、全青年部会員が交流できる「納税協会青年の集い」を開催し、各青年部会の代表者が租税教育活動の発表を行う場を提供するなど、租税教育に関する活動に取り組んだ。

表25 納税協会連合会と納税協会の組織関係図（例示）



第2節 表彰

1 叙勲及び褒章

(1) 叙勲

国家又は公共に対し功労のあった者に授与される春秋叙勲は、昭和38年7月12日の閣議により再開が決定され、現在は平成15年5月20日に閣議決定された叙勲基準に基づき、毎年、春の叙勲は4月29日（昭和の日）に、秋の叙勲は11月3日（文化の日）に発令されている。

令和5年の国税庁関係の叙勲者は、春の叙勲で41人、秋の叙勲で63人であった。

また、国税庁関係で死亡により叙位及び叙勲を受けた者は172人であった。

(2) 褒章

褒章条例（明治14年12月太政官布告第63号）に基づく褒章は、毎年、春の褒章は4月29日（昭和の日）に、秋の褒章は11月3日（文化の日）に発令されている。

令和5年の国税庁関係の褒章受章者は、藍綬褒章11人、黄綬褒章13人であった（いずれも秋の褒章）。

2 納税表彰

納税表彰は、国税の申告と納税、租税教育等に関して、功績顕著な者を顕彰することにより、広く納税思想の高揚等に資することを目的として、昭和25年以降毎年実施してきている。

令和5年度の受表彰者数は、財務大臣表彰50人、国税庁長官表彰85人、国税局長表彰341人、税務署長表彰1,556人である。

3 国税の取締功労者に対する感謝状の贈呈

昭和48年度以降、国税の調査・取締りの実施に関し各種協力のあった個人又は団体のうち、特に功績が顕著な者に対して、国税庁長官又は国税局長・沖縄国税事務所長から感謝状を贈呈し、その労に報いることとしている。

令和5年度においては、国税庁長官感謝状を国税局長から推薦のあった54団体に対して贈呈し、また、国税局長感謝状を85団体に対して贈呈した。

4 納税思想の高揚等に資する活動を通じて顕著な功績を挙げた者等に対する感謝状の贈呈

平成30年度以降、納税思想の高揚や税務行政の円滑な運営等に資する活動を通じて顕著な功績を挙げた個人、法人又は団体に対して、国税庁長官、国税局長・沖縄国税事務所長又は税務署長から感謝状を贈呈し、その感謝の意を表することとしている。

令和5年度においては、国税庁長官感謝状を4件、国税局長・沖縄国税事務所長感謝状を162件、税務署長感謝状を1,541件贈呈した。

第10章 権利救済

第1節 不服申立て

1 概要

国税に関して納税者から正当な権利利益を侵害されたとして不服の申立てがあったときに、これを審理し救済する制度として、「不服申立制度」と「訴訟」がある。

不服申立てと訴訟との関係は、原則として、不服申立てに対する行政庁の裁決を経た後でなければ訴訟を提起することができないという「不服申立前置主義」が採用されている。

不服申立制度は、課税処分や滞納処分などがなされた場合に、その処分に不服のある者が、その処分の取消しや変更を求めて行政庁に対して申し立てる制度で、国税に関する処分についての不服申立ては、「再調査の請求（旧：異議申立て）」と「審査請求」の選択制となっている。

2 再調査の請求（旧：異議申立て）

再調査の請求は、争いの対象となった処分を行った行政庁に対して行うものである。再調査の請求がなされると、行政庁はその事案の調査・審理を行い、請求に理由があるかどうかを審査し、決定する。

なお、平成26年6月に行政不服審査法の抜本的な見直しが行われるとともに、国税通則法の改正により、国税不服申立制度についても改正が行われ、「異議申立て」は「再調査の請求」へ変更され、平成28年4月1日以後に行われる処分に係る不服申立てから適用されている。

(1) 再調査の請求の申立状況

令和5年度における再調査の請求の件数は、2,494件で、前年度（1,533件）に比べて961件（62.7%）増加している。

申立件数を税目別にみると、申告所得税（復興特別所得税を含む。）が655件（対前年度比22.2%増）、源泉所得税（復興特別所得税を含む。）が67件（対前年度比86.1%増）、法人税（復興特別法人税及び地方法人税を含む。）が316件（対前年度比76.5%増）、相続税・贈与税が57件（対前年度比67.6%増）、消費税（地方消費税を含む。）が1,254件（対前年度比109.0%増）、徴収関係が144件（対前年度比2.7%減）、その他が1件（前年度0件）となっている。

(2) 再調査の請求の処理状況

令和5年度において処理した件数は、2,278件で、前年度（1,371件）に比べて907件（66.2%）増加している。この処理件数は、令和5年度の申立件数に前年度からの繰越件数を加えた要処理件数2,915件の78.1%に当たる。

なお、令和5年度末における処理未済件数は637件で、前年度末（421件）に比べて216件（51.3%）増加している。

次に、処理件数を処理態様別の構成割合でみると、納税者が取下げなどしたものは全体の

11.6%（前年度11.7%）、却下（再調査の請求が法定期間経過後にされたときなど、申立てが適法性を欠くもの）は全体の6.9%（前年度9.0%）、棄却（納税者の主張が認められなかったもの）は全体の74.9%（前年度74.6%）である。一方、全部認容（納税者の主張が全部認められたもの）は全体の0.4%（前年度1.3%）、一部認容（納税者の主張が一部認められたもの）は6.1%（前年度3.3%）となっている。

表26

再調査の請求事案の税目別申立及び処理状況

（令和5年度）

区 分	要 処 理 件 数			処 理 件 数	処 理 未 済 数	申 立 件 数 構 成 割 合	申 立 件 数 対 前 年 度 比
	繰 越 件 数	申 立 件 数	計				
課 税 関 係	件	件	件	件	件	%	%
申告所得税	128	655	783	609	174	26.3	122.2
源泉所得税	10	67	77	59	18	2.7	186.1
法人税	52	316	368	237	131	12.7	176.5
相 続 税	12	51	63	45	18	2.0	182.1
贈 与 税	0	6	6	1	5	0.2	100.0
消 費 税	203	1,254	1,457	1,204	253	50.3	209.0
そ の 他	0	1	1	1	0	0.0	0.0
徴 収 関 係	16	144	160	122	38	5.8	97.3
合 計	421	2,494	2,915	2,278	637	100.0	162.7

- （注） 1 申告所得税には、譲渡・山林所得及び復興特別所得税が含まれる（表27同じ）。
2 源泉所得税には、復興特別所得税が含まれる（表27同じ）。
3 法人税には、復興特別法人税及び地方法人税が含まれる（表27同じ）。
4 消費税には、地方消費税が含まれる（表27同じ）。
5 再調査の請求の件数は、税目・年分ごとにカウントしており、例えば、申告所得税及び復興特別所得税について、2年分の再調査の請求がされた場合は、4件となる。なお、構成割合については小数点以下第二位を四捨五入している関係上、合計値と一致しないことがある（表27同じ）。

表27

再調査の請求事案の税目別・態様別処理状況

(令和5年度)

区 分	み な す 取 下 げ	取 下 げ	却 下	棄 却	全 認 部 容	一 認 部 容	み な す 審 査	変 更 の 他	計
課 税 関 係	件	件	件	件	件	件	件	件	件
申告所得税	0	87	26	425	9	60	2	0	609
源泉所得税	0	22	0	33	0	4	0	0	59
法 人 税	0	44	24	153	0	16	0	0	237
相 続 税	0	7	3	27	0	8	0	0	45
贈 与 税	0	0	0	1	0	0	0	0	1
消 費 税	0	78	48	1,026	0	52	0	0	1,204
そ の 他	0	0	0	1	0	0	0	0	1
徴 収 関 係	0	25	56	41	0	0	0	0	122
合 計	0	263	157	1,707	9	140	2	0	2,278
構 成 割 合	% 0.0	% 11.5	% 6.9	% 74.9	% 0.4	% 6.1	% 0.1	% 0.0	% 100.0

3 審査請求

審査請求は、一般的には、処分をした行政庁の最上級行政庁に対し行うものであるが、国税に関する法律に基づく処分の多くは、第三者的機関として設置された国税不服審判所の長である国税不服審判所長に対して審査請求をすることとされている。

第2節 訴訟

1 課税関係訴訟

(1) 概況

税務当局が行った課税処分の適否又はこれに伴う損害賠償等を争う訴訟は、令和5年度当初において158件係属していたが、令和5年度中に164件提起され、149件終結した結果、令和5年度末における係属件数は173件となり、年度当初に比べて15件の増加となっている。

令和5年度末における係属件数の内訳は、所得税53件、法人税63件、相続税等24件、消費税20件、その他（損害賠償等）13件となっている。

(2) 訴訟の発生状況

令和５年度における訴訟の発生件数は 164 件で、前年度（154 件）に比べて 10 件（6.5%）増加している。

発生件数の内訳は、所得税 62 件（前年度 67 件）、法人税 50 件（前年度 39 件）、相続税等 22 件（前年度 20 件）、消費税 18 件（前年度 17 件）、その他 12 件（前年度 11 件）となっている。

また、これを審級別にみると、第一審 94 件、控訴審 44 件、上告審 26 件である。

控訴及び上告された 70 件のうち、国側から上訴したものは 5 件である。

(3) 訴訟の終結状況

令和５年度における訴訟の終結件数は 149 件（前年度 157 件）で、その内訳は、所得税 64 件（前年度 69 件）、法人税 41 件（前年度 34 件）、相続税等 15 件（前年度 20 件）、消費税 18 件（前年度 26 件）、その他 11 件（前年度 8 件）である。

また、これを終結の態様別にみると、国側勝訴は 113 件（75.8%）、国側一部敗訴は 8 件（5.4%）、国側敗訴は 5 件（3.4%）、取下げは 10 件（6.7%）、却下等は 13 件（8.7%）である。

表28 課税関係訴訟の発生・終結・係属の状況

（令和５年度）

区 分	前年度末 係属件数	発 生 件 数	終 結 件 数							年 度 末 係属件数
			取 下 げ	却 下	国側勝訴	国側一部 敗 訴	国側敗訴	そ の 他	計	
所 得 税	55	62	1	5	52	2	1	3	64	53
法 人 税	54	50	4	1	30	4	2	—	41	63
相 続 税 等	17	22	—	2	11	1	1	—	15	24
消 費 税	20	18	4	1	12	—	1	—	18	20
酒 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の間接税	1	1	—	—	—	1	—	—	1	1
そ の 他	11	11	1	—	8	—	—	1	10	12
計	158	164	10	9	113	8	5	4	149	173

（注）訴訟事件の件数は、裁判所に提起された事件番号ごとに集計しており、複数の税目にわたるものは主たる税目でカウントしている。

(4) 判決の内容

令和５年度中の判決のうち、注目すべきものには、次のようなものがある。

〔租税特別措置法施行令（平成 29 年政令第 114 号による改正前のもの）39 条の 16 第 1 項を適用することができないとした原審の判断に違法があるとされた事例〕

イ 概要

課税庁は、内国法人である被上告人の、平成 27 年 4 月 1 日から同 28 年 3 月 31 日までの

事業年度又は課税事業年度（以下、併せて「本件事業年度」という。）に係る法人税及び地方法人税（以下「法人税等」という。）について、租税特別措置法（平成 29 年法律第 4 号による改正前のもの。）66 条の 6 第 1 項（以下「本件委任規定」という。）の規定により、ケイマン諸島において設立された被上告人の各子会社（以下「本件各子会社」という。）の課税対象金額に相当する金額が、被上告人の本件事業年度の所得金額の計算上、益金の額に算入されるなどとして、法人税等の各増額更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件各増額更正処分等」という。）をした。

原審は、本件の事実関係等（本件では、被上告人が本件各子会社とは別に子会社であるケイマン法人を設立し、当該ケイマン法人は、優先出資証券を投資家に販売して調達した資金を原資として、本件各子会社が発行した優先出資証券（以下「本件優先出資証券」という。）を取得していた。本件各子会社は、本件優先出資証券の発行により調達した資金を原資として、被上告人に対して劣後ローンにより金銭を貸し付けたところ、本件劣後ローンの利息の発生期間の終期は、本件優先出資証券に係る配当の支払日の前日とされていた。本件劣後ローンの利息は、ほぼ全て本件優先出資証券への配当に充てられ、本件各子会社に利益が留保されたり本件各子会社の発行する普通株式に配当がされたりすることは予定されていなかった。その上で、本件各子会社は、平成 27 年 6 月 30 日、被上告人から本件劣後ローンの全額の返済を受けた上で、これを原資として、本件優先出資証券に係る出資金及び配当金を前記ケイマン法人に送金し、本件優先出資証券を償還した。この結果、本件各子会社の平成 26 年 12 月 30 日から同 27 年 12 月 3 日までの事業年度（以下「本件各子会社事業年度」という。）の終了の時点における発行済株式等は、被上告人が有する普通株式のみとなっていた。）の下において、本件委任規定の委任を受けて規定された租税特別措置法施行令（平成 29 年政令第 114 号による改正前のもの。）39 条の 16 第 1 項（以下「本件規定」という。）を適用すれば、本件各子会社事業年度終了の時点における発行済株式等のうちに被上告人の有する本件各子会社の請求権勘案保有株式等の占める割合（以下「本件保有株式等割合」という。）は 100%となるとした上で、被上告人が本件各子会社から剰余金の配当等を受けることは想定されていなかったため、内国法人が外国子会社の利益から剰余金の配当等を受け得る支配力を有するという、いわゆるタックス・ヘイブン対策税制の下での合算課税の合理性を基礎付ける事情は見いだせない上、本件各子会社における処理につき、租税回避の目的も、客観的に租税回避の事態が生じていると評価すべき事情も認められないとし、本件規定を本件に形式的に適用することは、本件委任規定の趣旨及びタックス・ヘイブン対策税制の基本的な制度趣旨に反するから、その限度で本件規定を本件に適用することはできないというべきであると判断し、本件各子会社事業年度における適用対象金額のうちに課税対象金額は存在しないなどとして、本件各増額更正処分等に係る取消請求を認容した。

ロ 判決要旨

本件委任規定は、私法上は特定外国子会社等に帰属する所得を当該特定外国子会社等に

係る内国法人の益金の額に合算して課税する内容の規定である。これは、内国法人が、法人の所得に対する租税の負担がないか又は著しく低い国又は地域に設立した子会社を利用して経済活動を行い、当該子会社に所得を発生させることによって我が国における租税の負担を回避するような事態を防止し、課税要件の明確性や課税執行面における安定性を確保しつつ、税負担の実質的な公平を図ることを目的とするものと解される。

また、本件委任規定は、課税対象金額について、内国法人の有する特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して計算すべきものと規定するところ、これは、請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の割合を持株割合よりも大きくしてかい離を生じさせる方法による租税回避に対処することを目的とするものと解される。

そして、本件委任規定が課税対象金額の具体的な計算方法につき政令に委任したのは、上記のような目的を実現するに当たり、どの時点を基準として株式等の請求権の内容を勘案した計算をするかなどといった点が、優れて技術的かつ細目的な事項であるためであると解される。したがって、上記の点は、内閣の専門技術的な裁量に委ねられていると解するのが相当である。

このような趣旨に基づく委任を受けて設けられた本件規定は、適用対象金額に乗すべき請求権勘案保有株式等割合に係る基準時を特定外国子会社等の事業年度終了の時とするものであるところ、本件委任規定において課税要件の明確性や課税執行面における安定性の確保が重視されており、事業年度終了の時という定め方は一義的に明確であること等を考慮すれば、個別具体的な事情にかかわらず上記のように基準時を設けることには合理性があり、そのような内容を定める本件規定が本件委任規定の目的を害するものともいえない。

そうすると、本件規定の内容は、一般に、本件委任規定の趣旨に適合するものといえることができる。

以上を前提として、次に、本件の事実関係等の下において本件規定を適用することが本件委任規定の委任の範囲を逸脱するか否かにつき検討する。

本件の事実関係等の下において本件規定を適用した場合には、本件各子会社事業年度における本件各子会社の利益は本件優先出資証券にのみ配当されたにもかかわらず、本件優先出資証券が同事業年度の途中で償還されたために本件保有株式等割合が 100%となり、被上告人に対して合算課税がされることとなる。

もっとも、前述のとおり、個別具体的な事情にかかわらず基準時を設ける本件規定の内容が合理的である以上、上記のような帰結をもって直ちに、本件の事実関係等の下において本件規定を適用することが本件委任規定の委任の範囲を逸脱することとはならないところ、特定外国子会社等の事業年度の途中にその株主構成が変動するのに伴い、剰余金の配当等がされる時と事業年度終了の時とで持株割合等に違いが生ずるような事態は当然に想定されるというべきである。また、内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等は、原則として、内国法人の所得金額の計算上、益金の額には算入されない以上（平成 27 年法

律第9号による改正前の法人税法23条の2第1項等)、本件委任規定につき、特定外国子会社等において剰余金の配当等が留保されることにより内国法人が受ける剰余金の配当等への課税が繰り延べられることに対処しようとするものと解することはできないから、本件の事実関係等の下において剰余金の配当等に係る個別具体的な状況を問題とすることなく本件規定を適用することによって、本件委任規定において予定されていないような事態が生ずるとはいえない。加えて、本件の事実関係等の下においては、本件各子会社の事業年度を本件優先出資証券の償還日の前日までとするなどの方法を探り、本件各子会社の適用対象金額が0円となるようにする余地もあったと考えられるから、本件規定を適用することによって被上告人に回避し得ない不利益が生ずるなどともいえない。

そうすると、本件の事実関係等の下において本件規定を適用することが本件委任規定の委任の範囲を逸脱するものではないというべきである。

したがって、本件の事実関係等の下において本件規定を適用することができないとした原審の判断には、本件委任規定の解釈適用を誤った違法がある。

以上によれば、原審の前記判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決中上告人敗訴部分は破棄を免れない。そして、本件の事実関係等の下においては、本件各増額更正処分等にその他の違法事由も見当たらず、これらは適法というべきである。

(東京地裁令和3年3月16日判決(国側勝訴)、〔控訴審〕東京高裁令和4年3月10日判決(国側敗訴)、〔上告審〕最高裁令和5年11月6日第二小法廷判決(国側勝訴))

2 徴収関係訴訟

(1) 概況

徴収関係訴訟には、滞納処分等の取消し又は無効確認を求める抗告訴訟に加えて、滞納処分に関連して国を被告として提起される損害賠償請求訴訟等の民事訴訟及び滞納処分の一環として国が提起する差押債権取立訴訟、詐害行為取消請求訴訟、不動産の名義変更訴訟等の民事訴訟があり、その内容は複雑多岐にわたっている。

(2) 訴訟の発生状況

令和5年度における訴訟の発生件数は156件で、前年度(154件)に比べて2件の増加となった。

その内訳は、国側被告事件17件、国側原告事件139件で、前年度発生件数(国側被告事件17件、国側原告事件137件)に比べて、国側原告事件が2件の増加となっている。

また、この発生件数に前年度末の係属件数を加えた令和5年度中の要処理件数は206件で、前年度(207件)と比べて1件の減少となった。

その内訳は、国側被告事件31件、国側原告事件175件で、前年度中の要処理件数(国側被告事件39件、国側原告事件168件)に比べて、国側被告事件が8件の減少、国側原告事件が7件の増加となっている。

(3) 訴訟の終結状況

令和5年度における訴訟の終結件数は、160件で、前年度（157件）に比べて3件の増加となった。

その内訳は、国側被告事件19件、国側原告事件141件で、前年度終結件数（国側被告事件25件、国側原告事件132件）に比べて、国側被告事件が6件の減少、国側原告事件が9件の増加となっている。

終結の態様別の件数をみると、国側被告事件では、国側勝訴16件（84.2%）、取下げ2件（10.5%）、却下1件（5.3%）であり、国側原告事件では、国側勝訴11件（7.8%）、取下げ7件（5.0%）、その他123件（87.2%）となっている。

(4) 判決の内容

令和5年度の判決のうち、注目すべきものとして、次のものがある。

〔滞納会社が、原告を騙して預金口座に金員を振り込ませた後、国がその預金債権を差し押さえて国税を徴収した場合において、その振込みによる原告の損失と国の利得との間に不当利得の成立に必要な因果関係は認められないとされた事例〕

イ 概要

本件は、原告が、滞納会社との取引に基づき滞納会社と別法人であるA社名義の口座（以下「本件口座」という。）に取引代金を振り込んだところ（以下、原告が振り込んだ金員を「本件金員」という。）、国が、滞納会社の国税滞納を理由として本件口座に係る預金債権（以下「本件預金債権」という。）に対する差押え等を行った事案である。

原告は、本件金員は滞納会社とA社の共謀による詐欺又は原告の錯誤に基づきA社に交付されたものであって、国は原告がこのように金員を騙し取られるなどした事情について悪意であったか又は重大な過失により知らなかったにもかかわらず、本件預金債権に対する差押え等を行ったのであるから、このように原告が騙し取られるなどした金員をもって、国が国税を徴収したことについては、最高裁昭和49年9月26日第一小法廷判決（民集28巻6号1243頁、以下「昭和49年判決」という。）の射程が及び、法律上の原因なく、原告の損失をもって、国が利得したことになるなどと主張して、国に対し、不当利得に基づく利得金等の支払を求めた。

ロ 判決要旨

認定事実からすると、滞納会社は、偽造した注文書を原告に示すことにより発注が確実なものであると誤信させ、本件金員を本件口座に振り込ませたものといえることができ、これにより原告から金員を騙し取ったといえる。

なお、預金口座の帰属については、預金の名義のみにかかわらず、振り込まれた預金の原資の帰属や、口座の管理や利用状況などを総合的に考慮して判断すべきであるが（最高裁平成15年2月21日第二小法廷判決・民集57巻2号95頁参照）、認定事実等によれば、本件口座は滞納会社が自己の預金とする意思を有して管理・利用していたといえることができ、同口座に係る預金債権は滞納会社に帰属すると認めるのが相当である。

本件預金債権について、原告が騙し取られた本件金員が原資となっていたとしても、振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人の間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得する（最高裁平成8年4月26日第二小法廷判決・民集50巻5号1267頁参照）という預金の性質上、振込みの原因となる法律関係がなかったときは、振込依頼人が受取人に対して不当利得返還請求権を有することがあるにとどまり、振込依頼人と振込先口座を開設・管理する金融機関との間では、振込みの原因となる法律関係の影響を受けることなく、本件口座が帰属する滞納会社が銀行に対して本件預金債権を取得するというべきである。

また、徴収職員は、債権を差し押さえるときは、その全額を差し押さえる必要がないと認めるときを除き、その全額を差し押さえなければならないとされている（国税徴収法63条）から、国が、滞納会社の滞納している国税の徴収のため、国税徴収法に基づき、本件金員を原資に含む本件預金口座全額について本件差押え等を行ったことは、滞納会社の財産に対する徴収手続として適法かつ有効なものといえ、本件差押え等により、国が国税の徴収をしたことが、原告と国との関係において、直ちに法律上の原因を欠くということとはできない。

昭和49年判決の趣旨は、騙取された金銭は、金銭の特殊性により、形式的には騙取者に帰属するが、実質的には、なお騙取された者に帰属しているとみることができ、騙取者が、その騙取金を使用して自己の債権者に対して弁済した場合など、社会通念上被騙取者の金銭で債権者の利益をはかったと認めるだけの連結があるときは、不当利得の成立に必要な因果関係が認められ、弁済受領者がそのことについて悪意又は重過失がある場合には、不当利得との関係では、なお有効な弁済とはならず、利得者が被騙取者に対し返還義務を負うと解することが不当利得制度の趣旨である公平の理念に合致するというところにあるものと解される。

これを本件についてみるに、①滞納会社は、国に対し、本件金員をもって任意に弁済したのではなく、国が、国税徴収法等の規定に基づき、国税の公平な徴収を図ることを目的に、滞納会社に帰属する本件口座に係る本件預金債権の全額について、強制的に本件差押えを行ったものであること、②本件金員の振込み後、本件差押えの前に、出金があったが、当該出金分については、別途工面した金銭による補填等の措置は講じられなかったことなどの事情が認められるから、本件は昭和49年判決とは事案を異にし、騙取者である滞納会社及びA社が、騙取金を使用して自己の債権者である国に対して弁済したとはいえず、社会通念上被騙取者である原告の金銭で国の利益をはかったと認めるだけの連結があるともいうことができない。

したがって、本件においては、社会通念上の因果関係を認めることはできない。

さらに、認定事実を照らすと、本件差押え等による配当を受領した時点において、原告が偽造の注文書を示されるなどして発注があったと誤信して本件金員を振り込んだ事実を、

国が認識していたことを認めることはできないことはもとより、同事実を容易に認識することができたとも認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

したがって、滞納会社から本件預金債権を取り立て、配当金を受領する時点で、原告が滞納会社及びA社から本件金員を騙し取られたことについて、国が悪意であるということとはできず、重大な過失によりこれを知らなかったということもできない。

(東京地裁令和4年1月13日判決(国側勝訴)、〔控訴審〕東京高裁令和5年4月12日判決(国側勝訴)、〔上告審〕最高裁令和6年3月21日決定(国側勝訴))

第11章 税理士制度

1 概要

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としている。

税理士制度は、このような公共的使命を負っている税理士が納税義務者を援助することによって、納税義務を適正に実現し、これによって、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に資することを目的として設けられたものである。

昭和26年に税理士法が施行されて以来、税理士制度は時代の推移とともに変化する社会の要請に応じて、申告納税制度の定着と発展に寄与するとともに、納税義務の適正な実現、納税者に対する税知識の普及、国家財政の確保に大きな役割を果たしている。

なお、令和4年度税制改正において、納税環境整備の一環として税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士法が改正され、令和4年4月1日以降、順次施行されている。

2 税理士の登録等

税理士となる資格を有する者は、税理士試験合格者のほか、税理士法に定める一定の要件に該当する者として税理士試験を免除された者、弁護士（弁護士資格保有者を含む。）及び公認会計士（公認会計士資格保有者を含む。）である。

これらの者が税理士となるには、日本税理士会連合会に備える税理士名簿に登録を受けなければならない。また、税理士は、税理士法人を設立することができ、税理士法人を設立した場合には、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

税理士又は税理士法人でない者は、税理士業務を行うことはできず、これに違反すると罰則が適用される。ただし、国税局長・沖縄国税事務所長に対して通知を行った弁護士並びに弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人については、一定の条件の下で税理士業務を行うことができる。

税理士登録者数は、令和6年3月31日現在8万1,280人であり、このほか、国税局長・沖縄国税事務所長に通知することにより税理士業務を行っている弁護士は3,976人となっている。

（注）税理士となる資格を有する公認会計士は、公認会計士法に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、税理士試験の税法科目の合格者と同程度の学識を習得することができるものとして国税審議会が指定する研修を修了した公認会計士とされている（平成29年4月1日以後に公認会計士試験に合格した者について適用。）。

表29 税理士登録者数等の状況

	令和4年度末	令和5年度末
税理士登録者数	人 80,692	人 81,280
通知弁護士数	3,823	3,976

(注) 税理士登録者数は、日本税理士会連合会調べによる。

3 税理士業務の適正な運営の確保

国税庁は、税理士業務の適正な運営の確保を図るため、税理士制度の運営に関する事務を所掌している。

このため国税庁は、税理士監理官、税理士専門官及び国税局・税務署の総務課を中心として税理士等に対する指導監督を行っている。また、税理士の団体である税理士会及び日本税理士会連合会に対する指導監督も行っている。

なお、令和5年度における税理士等に対する税理士法に基づく調査等件数は3,210件、令和5年度における税理士等に対する懲戒処分件数は38件となっている。

4 書面添付制度の普及に向けた取組

書面添付制度は、税理士等が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができ、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に、税務代理権限証書を提出している税理士等に対し、添付された書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならないというものである。

意見聴取した結果、調査の必要がないと認められた場合には、その旨を原則として文書により税理士等に通知することとしている。

他方、調査の必要があると認められた場合においても、納税者への調査通知を行う前に、税理士等に意見聴取の結果と「調査へ移行する」旨の口頭（電話）連絡を行うこととしている。

当該制度は税理士の立場を尊重し、税務執行の円滑化・簡素化に寄与し、納税者全体のコンプライアンスの維持・向上に資するものであるとの観点から、税理士会等との協議を積極的に行うなどして、その普及・定着に努めている。

なお、令和5年度の税目別の当該書面の添付割合（税理士の関与がある申告件数のうち、当該書面の添付のあったものの件数の割合）は、所得税が1.5%、相続税が24.3%、法人税が10.0%となっている。

表30 税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合（所得税・相続税・法人税）

	令和4年度	令和5年度
所得税	1.5%	1.5%
相続税	23.4	24.3
法人税	10.0	10.0

- (注) 1 「所得税」は、翌年3月末までに提出された申告書を対象としている。
2 「相続税」は、その年の10月末までに提出のあったその前年の相続に係る申告書（修正申告書を除く。）を対象としている。
3 「法人税」は、4月決算から翌年3月決算法人について、翌年7月末までに申告書の提出があったものを対象としている。

第12章 法人番号制度

1 概要

法人番号は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号)に基づき、一法人に一つ指定される 13 桁の番号であり、法人を一意に識別することを可能とするものである。

法人番号制度は、平成 27 年 10 月に導入され、国税庁が法人番号の指定・公表・通知を実施している。

2 法人番号の指定・公表・通知

(1) 法人番号の指定

法人番号は、①国の機関、②地方公共団体、③設立登記法人(株式会社、合同会社等)、④これら以外の法人又は人格のない社団等のうち、給与支払事務所等の開設届出書等を提出することとされている者、⑤①～④以外の法人又は人格のない社団等のうち、一定の要件に該当する者で国税庁長官に届け出た者に対して、指定している(以下この章において①～⑤を合わせて「法人等」という。)

令和 6 年 6 月末現在、法人番号の指定件数は、約 558 万件となっている。

(2) 法人番号の公表

法人番号を指定した法人等の基本 3 情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号)は、国税庁法人番号公表サイト(以下「法人番号公表サイト」という。)において、公表(人格のない社団等の情報は、同意した場合のみ)している。法人等から英語表記の登録申請があった場合は、併せてその名称・所在地の英語表記も公表している。

法人番号公表サイトでは、法人等の基本 3 情報の検索・閲覧ができるほか、利用者が法人番号等の情報を利活用しやすいよう、データダウンロード機能や Web-API 機能を提供している。

(注) Web-API 機能とは、利用者が構築しているシステムからインターネットを経由して、簡単なリクエストを送信することで、指定した条件に合致する情報を取得するためのシステム間連携インタフェースをいう。

(3) 法人番号の通知

法人番号を指定した法人等に対して、「法人番号指定通知書」により法人番号を通知している。

また、デジタル庁が運用する、法人設立時の各種手続をオンラインで完結できる「法人設立ワンストップサービス」を利用した法人に対しては、同サービス上においてオンラインで通知している。

3 法人番号の利活用

法人番号は、法人等を一意に識別することを可能とするものであることから、行政機関が管理している情報に法人番号を追加することにより、組織内の情報管理の効率化が図られ、また、行政機関間での法人番号を活用した情報連携が進めば、行政手続における添付書類の削減といった企業等の利便性向上を図ることができる。更に、マイナンバー（個人番号）と異なり利用範囲に制限がないため、例えば、営業等のための新規設立法人の把握など、民間での利活用が促進されることによって、新たな価値の創出も期待される。

国税庁では、令和5年7月以降、利用者の視点に立って法人番号公表サイトのデザインや記載内容を見直し、より平易で親切的な表現に修正するなど、その利便性向上に努めている。

